

---

**本 宮 市**

**第8次高齢者福祉計画・  
第7期介護保険事業計画**

---



平成 30 年 3 月

本 宮 市



## ごあいさつ

わが国は、世界でも有数の長寿の国で、少子高齢化が進行し、いわゆる「団塊の世代」の方々が75歳を迎える2025年（平成37年）には、さらなる高齢社会が到来すると推計されています。

このような状況において、「本宮市総合計画」を上位計画とし、「共に支え合うやさしいまちづくり」をスローガンに、市民が安心して暮らせる本宮市の創造と事業の推進に取り組んでまいりました。

今般策定いたしました「本宮市第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」におきましても、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築を基本目標とし、「高齢者がいきいきと、共に支え合う地域で暮らす」とみや」を基本理念に、高齢者福祉に対する取り組みを総合的に整理し、様々な施策を位置づけたところであります。

今後、計画を推進するにあたりましては、町内会や民生児童委員などの地域の皆様をはじめ、さらには、医療や介護事業者など、関係機関の皆様との連携・協働がもっとも重要と考えておりますので、今後とも、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました本宮市介護保険運営協議会委員の皆様や地域包括ケア会議等において、ご指導、ご協力をいただきました地域の方々、さらに、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

本宮市長 高松義行





# 目 次

第1章	計画の基本事項・目指す方向	1
第1節	計画策定の背景・趣旨	1
第2節	基本事項	2
	1. 計画の位置づけ	2
	2. 計画の対象	3
	3. 計画の期間	4
	4. 計画の策定・推進	5
第3節	計画の基本方向	7
	1. 基本理念	7
	2. 基本方針	7
	3. 基本目標	8
	4. 施策の体系	9
	5. 本計画期間に取り組む重点課題	10
	6. 日常生活圏域の設定	12
第4節	高齢者を取り巻く状況	13
	1. 高齢者を取り巻く状況	13
	2. 高齢者調査結果からの現状・課題	18
	3. 高齢者施策のこれまでの取り組み	26
	4. 制度改正の主な内容	27
第2章	第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の推進	30
第1節	地域包括ケアシステムの構築	30
	1. 介護予防の推進	30
	2. 介護予防・生活支援サービス事業の推進	31
	3. 認知症対策の充実	32
	4. 医療・介護の連携強化	36
	5. 生活支援基盤整備の推進	36
	6. 地域包括支援センターの充実	37
	7. 地域ケア会議の充実	38
第2節	心身の健康支援と社会参加の促進	39
	1. 高齢期の健康支援	39
	2. 社会参加と生きがいのづくりの推進	40

第 3 節	地域での自立した日常生活の支援	41
1.	地域支えあい活動の推進	41
2.	在宅支援サービスの充実	41
3.	権利擁護の推進	43
4.	人にやさしいまちづくりの推進	43
第 4 節	介護保険事業の推進	45
1.	持続可能な事業運営	45
2.	介護給付適正化の推進	46
第 3 章	介護保険サービスの見込み	47
第 1 節	高齢者人口と要支援・要介護認定者の推移	47
第 2 節	介護保険事業の実績と分析	49
1.	サービス受給者数	49
2.	介護給付費	50
第 3 節	基盤整備計画	54
第 4 節	介護保険サービス事業量及び給付費の推計	54
1.	居宅・介護予防サービス	54
2.	地域密着型サービス	58
3.	施設サービス	60
4.	給付費見込み	61
5.	保険料設定	64
第 4 章	推進方策と評価体制	65
1.	計画を推進するための方策	65
2.	計画の推進及び点検の体制	65
資 料		66
	策定経過	66
	用語集	67

#### 元号について

本計画においては、年の表記を平成 31 年 4 月 30 日の翌日（2019 年 5 月 1 日）以後を表す場合も、元号を「平成」と表しています。

新元号が施行された後は、新元号に相当する年に読み替えてください。

# 第1章 計画の基本事項・目指す方向

## 第1節 計画策定の背景・趣旨

我が国では、世界に前例のない速さで高齢化が進み、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えています。平成 28 年度版高齢社会白書（内閣府）によると、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は 26.7%で、国民の約 4 人に 1 人が高齢者となっており、高齢者人口は「団塊の世代（昭和 22 年から昭和 24 年までの 3 年間に出生した世代）」が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）には 3,657 万人に達すると見込まれています。

そして、ひとり暮らしや認知症や加齢に伴う身体機能の低下により、介護が必要な高齢者が増加しており、平成 37 年以降は医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を図ることとして、平成 37 年までに「2025 年を見据えた地域包括ケア計画」を、各保険者が立案・実行することとなりました。

そして、平成 30 年 4 月 1 日に施行される「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

また、平成 28 年 6 月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいても、働き方改革の方向として、高齢者の多様な就労機会の確保や介護離職ゼロを目指し、地域共生社会の実現に向けた仕組みを構築することが求められています。

本宮市では、平成 26 年度に「第 7 次高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（平成 27～29 年度）」を策定し、高齢者や障がい者の地域での孤立を防ぎ、「介護サービス」、「見守り」、「住まい」、「医療との連携」が備わった「地域包括ケアシステム」の構築に向けた施策を推進してきました。そのような中、本宮市の高齢者人口は平成 29 年に 8,000 人を超えて推移しており、高齢化率は 25%を超えて 4 人に 1 人が高齢者となっています。

このようなことから、介護保険法に基づく 3 年ごとの計画改定時期を迎え、平成 28 年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査、平成 29 年度に実施したサービス提供事業者アンケート調査の結果をもとに、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた課題や国の法改正等を見据える中で、これらに対応した「第 8 次高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（平成 30～32 年度）」を策定します。

## 第2節 基本事項

### 1. 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画であり、本市の総合計画に基づき、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における高齢者福祉の基本的計画として位置づけます。

本計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としており、目指すべき将来像や基本理念を共有するとともに、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取り組みを進め、「地域包括ケア社会の実現に向けた計画」といえます。

#### 【計画の概要】

##### 高齢者福祉計画(老人福祉法第 20 条の8第1項)

すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する総合計画

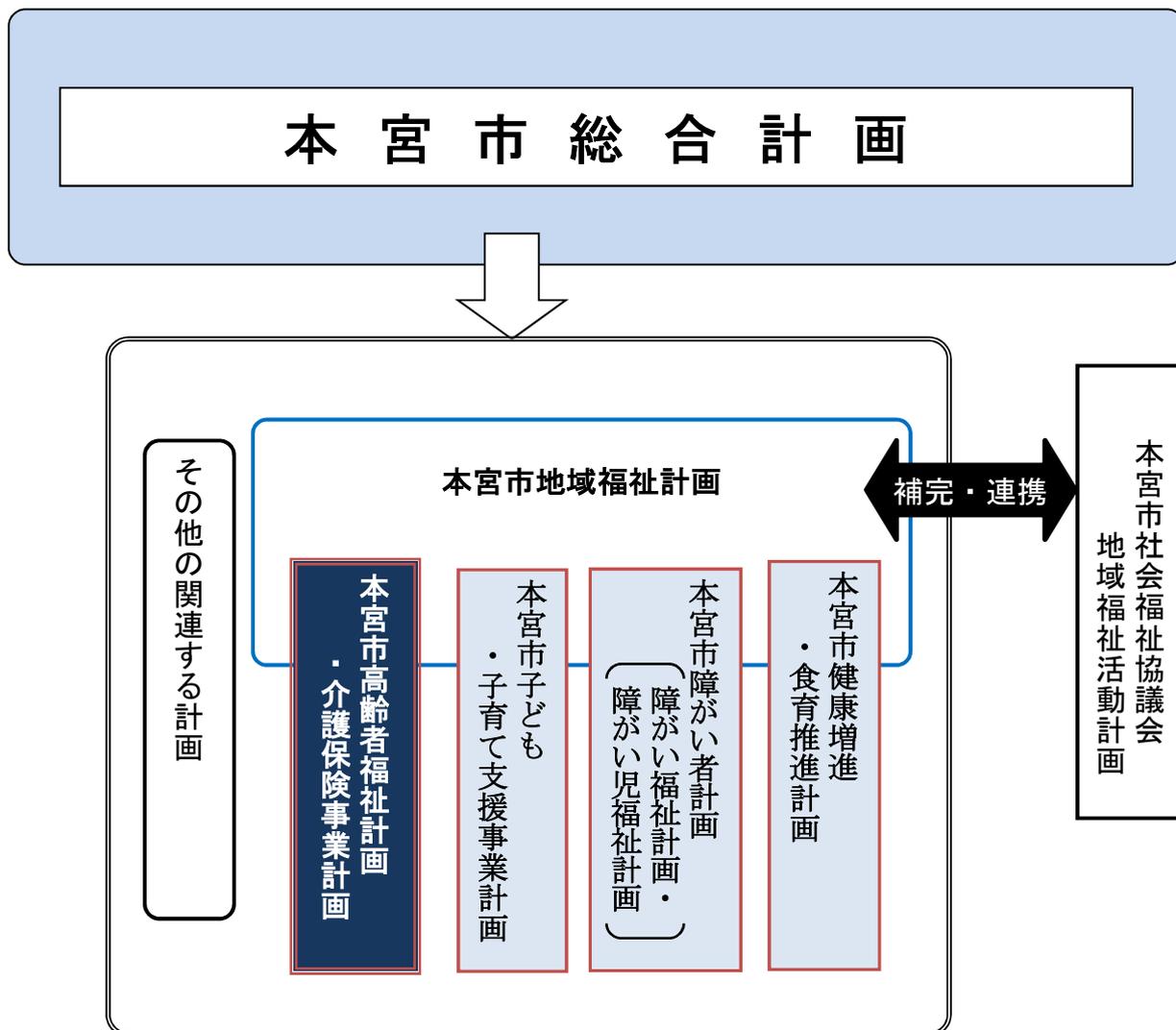
##### 介護保険事業計画(介護保険法第 117 条)

要介護(要支援)高齢者、要介護(要支援)となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護(予防)サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画

本計画は、「本宮市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。

「本宮市地域福祉計画」をはじめ、「本宮市障がい者計画(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)」及び「本宮市健康増進・食育推進計画」など保健福祉等の関連計画との連携を図ります。

【計画の位置づけ】



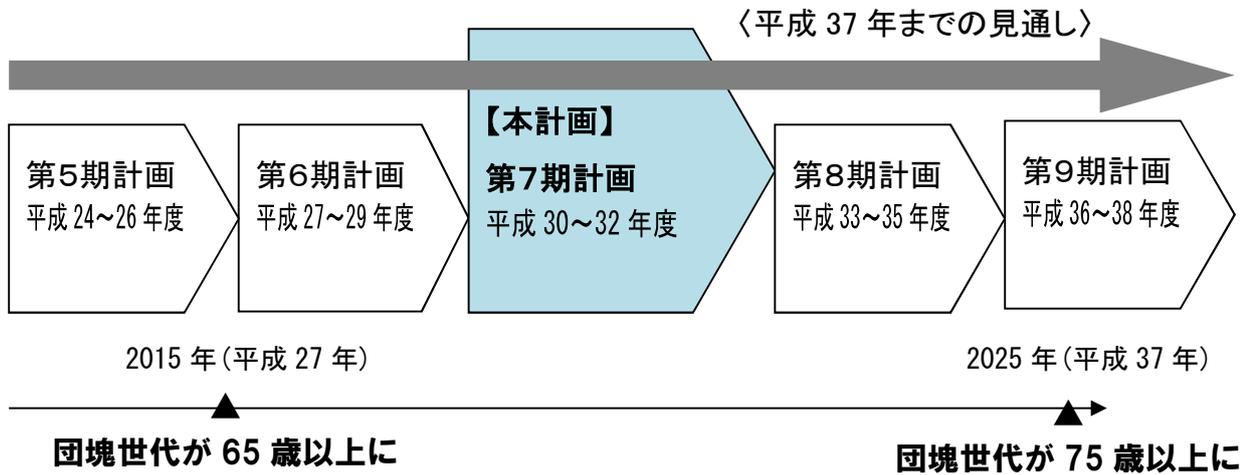
## 2. 計画の対象

本計画の対象は、原則として、市内在住の65歳以上の高齢者、介護や支援が必要な高齢者を支える介護者です。ただし、施策によって40歳以上の方も対象に含まれます。

### 3. 計画の期間

本計画は「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、高齢者福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）を見据えながら、平成30年度から平成32年度までの3年計画とします。

#### 平成37年を見据えた第7期介護保険事業計画の位置づけ



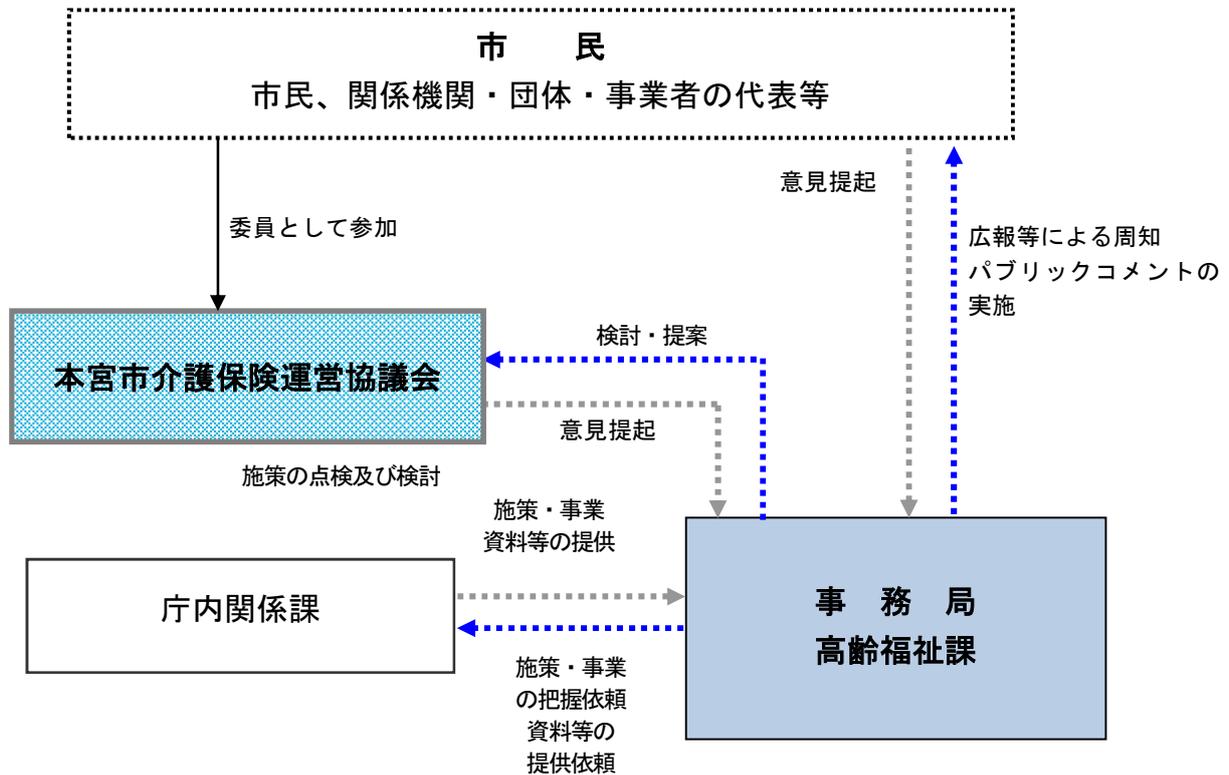
【計画期間】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
本宮市総合計画	基本構想（10年）				第2次計画	基本構想
	後期基本計画（5年）				第2次計画	基本計画
本宮市地域福祉計画	第1次計画（5年）				第2次計画（5年）	
本宮市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7次計画 第6期計画（3年）			第8次計画 第7期計画（3年）		

## 4. 計画の策定・推進

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者代表で構成する「本宮市介護保険運営協議会」での検討・協議を経て策定しました。

### 【策定体制】



本計画の策定にあたっては、高齢者の日常の生活状況や健康状態並びに福祉サービス等の利用状況及び今後の利用意向を把握するとともに、要支援・要介護認定者の各種介護サービスの利用状況や今後の介護の希望などを把握するため、国の示す日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を基本に、市の独自設問を追加してニーズ調査を平成28年度に実施し、計画策定の基礎資料としました。

### 【調査概要】

基準日： 平成28年12月1日  
 調査票： 一般高齢者・要支援認定者調査、在宅要介護認定者調査の2種  
 対象者： 本宮市に居住する高齢者(要支援・要介護認定を受けていない高齢者、要支援・要介護認定を受けて自宅で生活している高齢者)  
 調査方法： 郵送により配布・回収  
 調査時期： 平成28年12月7日～20日

【回答状況】

	一般高齢者・要支援認定者調査	在宅要介護認定者調査	合計
対象者	要支援認定(要支援1・2)を受けて、在宅で生活している高齢者全員と認定を受けていない高齢者を無作為抽出	要介護認定(要介護1から5)を受けて、在宅で生活している高齢者全員	
配布数	1,732 件	701 件	2,433 件
回収数	1,124 件	385 件	1,509 件
回収率	64.9%	54.9%	62.0%

また、今後の介護保険サービスの供給体制の確保に向けて、市内等の介護保険サービス事業所へのアンケートを平成29年に実施しました。

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する必要があります。地域包括支援センターを中心に、それぞれが地域の実態や課題について把握し、関係者間で問題意識を共有できるよう働きかけていきます。

国の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。

高齢者福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、圏域内での連携を図り、施策の推進に努めます。



## 第3節 計画の基本方向

### 1. 基本理念

「自助・互助・共助・公助」※を組み合わせながら高齢者を支える仕組みづくりを進め、高齢期をいきいきと過ごせるように地域ぐるみで支援します。

また、重度な要介護状態になっても、「見守り、見守られ、支えあう地域」で暮らせる地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。

#### 基本理念

高齢者がいきいきと、共に支えあう  
地域で暮らす もとみや

### 2. 基本方針

高齢者が介護の必要な状態を予防したり、重度化予防により地域で暮らせることを目標に、以下を基本方針とします。

#### 基本方針

#### (1) 高齢者が心身ともに健康で、地域で活動する

高齢者が自らの経験や知識、技能を活かし、地域社会で活躍しながら、健康で充実した生活を送ることができるまちづくりを目指します。

#### (2) 要介護状態であっても安心して地域で生活できる

医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供され、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるまちづくりを目指します。

※ 「自助・互助・共助・公助」: 「自助」とは自分で自分を助けること、「互助」とは個人的な関係を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力、「共助」とは制度化された相互扶助のことで、「公助」とは「自助」・「互助」・「共助」では対応できないこと(困窮等)に対して最終的に必要な生活保障を行うこと。

### 3. 基本目標

4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

## 基本目標

### (1) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムを構築し、包括ケアの深化を図るため、介護予防推進、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援・介護予防サービス基盤整備などを推進するとともに、地域包括支援センターを中心に高齢者とその家族を支えるネットワークで支える体制づくりをさらに進めます。

### (2) 心身の健康支援と社会参加の促進

加齢による高齢期の健康課題をとらえ、高齢者の心身の健康づくりを支援します。高齢者自身が充実した生活を送ることができるよう各種活動への参加を促進するとともに、高齢者が地域の大切な一員として関わりをもって共に暮らす、支えあう地域づくりを目指します。

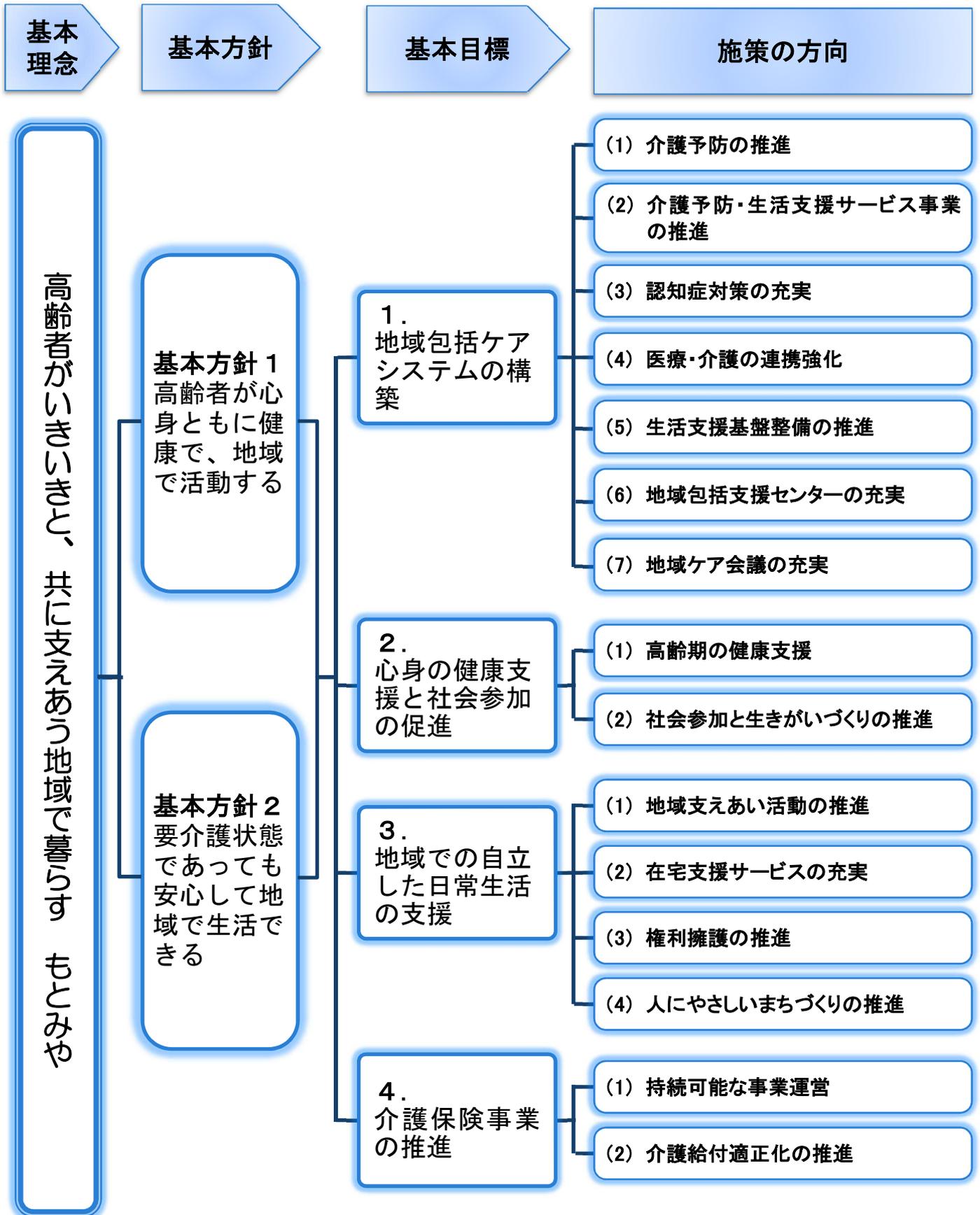
### (3) 地域での自立した日常生活の支援

ひとり暮らしや介護や医療が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活のできる環境づくりを目指し、日常生活の支援をはじめ、地域安全活動や支えあい活動などを推進します。

### (4) 介護保険事業の推進

高齢化の進行に対応し、介護保険サービスの提供体制の充実を図るとともに、持続可能な制度として運用できるように、介護給付適正化、ケアマネジメントの充実、介護福祉人材の確保などに取り組みます。

## 4. 施策の体系



## 5. 本計画期間に取り組む重点課題

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年をとらえた視点を踏まえ、本計画期間において取り組むべき重点課題を示します。

### (1) 高齢者が健やかにいきいきと暮らせる本宮市の実現

市内の様々な場所で自主的な活動が展開されるように、場所やきっかけ、運営を支援する人の育成が課題です。高齢者に運営に関わってもらったり、新たな活動に高齢者が参加しやすい環境づくりが求められます。

- 元気な高齢者への介護予防の取り組みの推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業\*の充実
- スポーツ・レクリエーションや就労、ボランティア活動など、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

### (2) 本宮市の地域ぐるみ支えあい活動の推進

本宮市地域福祉計画において、地域ぐるみ活動の重要性が指摘されており、民生児童委員等による高齢者の見守り活動などをこれまでも実施してきたところです。今後は「自助・互助・共助・公助」の視点で、地域性を活かした地域ぐるみ支えあい活動を推進することが重要となっています。

- 生活支援コーディネーター\*を配置し、認知症地域支援推進員との連携を図る体制整備と、認知症の人も地域での生活が継続できるための支援体制の充実

### (3) ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせる体制づくり

近年は本宮市の高齢化率も 25%を超え、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみ世帯が増加しています。なかでも、ひとり暮らし高齢者は急病時などすぐに家族の支援が得にくいこともあり、地域での支援体制の確保が必要です。また、高齢者夫婦のみの世帯では、「今は大丈夫だが今後が不安」という意見が調査などでもあげられています。

ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で、自立した生活を継続できるようにするためには、緊急通報装置の設置や見守り活動など、ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせる支援が重要となっています。

- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加を見据えた、様々な生活支援ニーズへの対応

\* 介護予防・日常生活支援総合事業：以下、「総合事業」という。

\* 生活支援コーディネーター：地域支え合い推進員のことで、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

#### (4) 認知症の高齢者、複合的な課題を抱える高齢者の支援

認知症に対する不安は高齢者調査でも多く、要介護認定の原因としても認知症が多くみられます。このようなことから、認知症施策の充実、認知症のある高齢者を介護する家族等の支援は重要な課題となっています。第6期介護保険事業計画期間には認知症ケアパスの作成、認知症初期集中チームの設置、認知症カフェの開設などを進めてきましたが、今後も継続して、市民が正しい理解と認識を深めていけるように啓発するとともに、家族支援の施策を推進していく必要があります。

- 「認知症ケアパス」に沿った、関係者の連携による総合的な認知症施策の推進
- 認知症高齢者の増加を見据えた地域密着型サービスの充実や成年後見制度をはじめとする権利擁護の取り組み、地域の見守りなど、「認知症ケアパス」に沿って、関係者の連携による総合的な支援

#### (5) 在宅生活の継続・家族介護者への支援

介護により離職したという介護者は、高齢者調査ではさほどみられませんでした。中度以上の要介護認定者が在宅での暮らしを続けるためには、主な介護者の負担・不安の軽減が課題です。今後の介護での不安として、夜間の排泄、認知症の対応などの意見があげられており、これらの介護を支援するための体制の確保について検討する必要があります。

- 要介護者やその家族が身近な地域で暮らしやすい環境づくりのほか、家族介護者の介護離職を防ぎ、仕事と介護の両立を支援する介護保険制度やその他福祉サービスの充実

#### (6) 医療・介護の連携強化

介護療養型医療施設は、平成36年度までの経過措置期間満了後廃止され在宅移行が促進されます。このため、医療・介護の連携をさらに強化するとともに、医療ニーズを持ちながら在宅での暮らしを支援するサービス、小規模で多様なニーズに対応する機能を持つサービスの導入などを検討する必要があります。

医療と介護の一層の連携には、制度や事業の内容等について周知して、医療・介護関係者の連携を強化していくことが課題です。

- 医療・介護の両方を必要とする人への対応強化

## (7) 介護福祉人材の確保・育成と多職種連携の推進

介護福祉人材の不足が見込まれており、介護福祉ニーズの増加に伴い、サービスの実施・運営にも影響を及ぼすことが懸念されます。事業所調査では、事業運営に関連して市に情報提供を希望する回答がみられ、市の実施する介護保険サービス、介護予防事業、福祉サービスの周知と、研修機会の情報提供などをきめ細かく推進していく必要があります

- 介護人材の確保に関する課題への対応

## (8) 介護保険制度改正への対応と負担のあり方

第6期計画期間から、利用者負担割合に2割負担が導入されました。介護保険法の改正により現役並み所得のある高齢者には3割負担が導入される予定です。利用者負担割合の変化と低所得者層への支援のあり方などを十分に検討しながら、介護保険制度改正への対応を図っていく必要があります。

- 介護給付の適正化

## 6. 日常生活圏域の設定

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本宮市では平成27年度より日常生活圏域を3圏域に拡充し、地域包括支援センターを設置しています。

## 第4節 高齢者を取り巻く状況

### 1. 高齢者を取り巻く状況

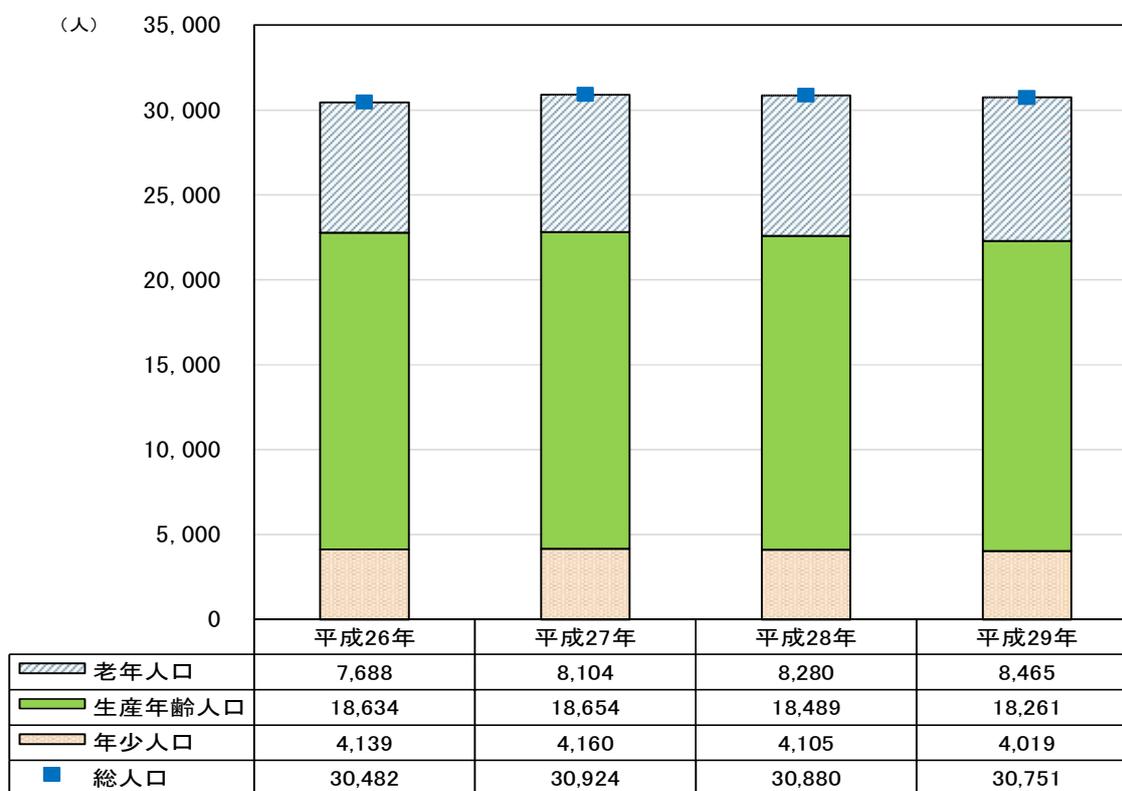
#### (1) 人口・世帯の状況

##### ①人口動向

本宮市の人口は、近年3万人台で推移しており、平成27年は微増して31,000人に近づきましたが、平成29年は30,751人となっています。

総人口のうち、年少人口\*と生産年齢人口\*は緩やかに減少していますが、高齢者（老年人口\*）は、平成26年の7,688人から平成27年以降は8,000人台となり、平成29年は8,465人に増加するとともに、高齢化率\*は平成26年に25%を超えて、平成29年は27.5%に上昇しています。

【本宮市の人口推移(各年10月1日現在)】



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢化率(%)	25.2	26.2	26.8	27.5

資料：福島県現住人口調査月報

人口動態は、平成27年から転入による社会増が続いていることで、人口減少幅が小さくなっています。

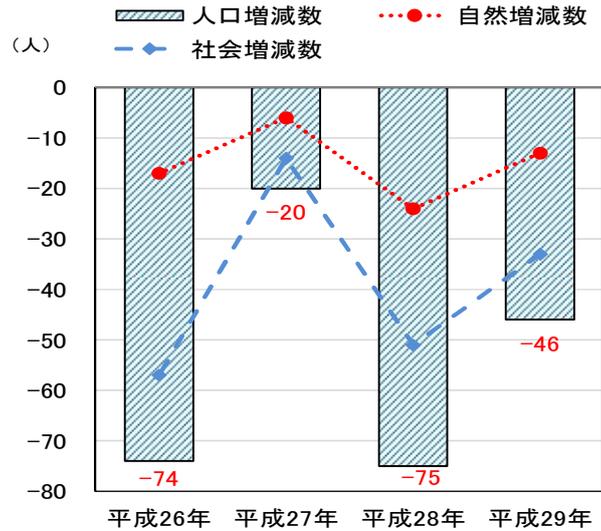
\* 年少人口：0～14歳の人口

\* 生産年齢人口：15～64歳の人口

\* 老年人口：65歳以上の人口

\* 高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合

## 【人口動態】



資料: 福島県現住人口調査月報

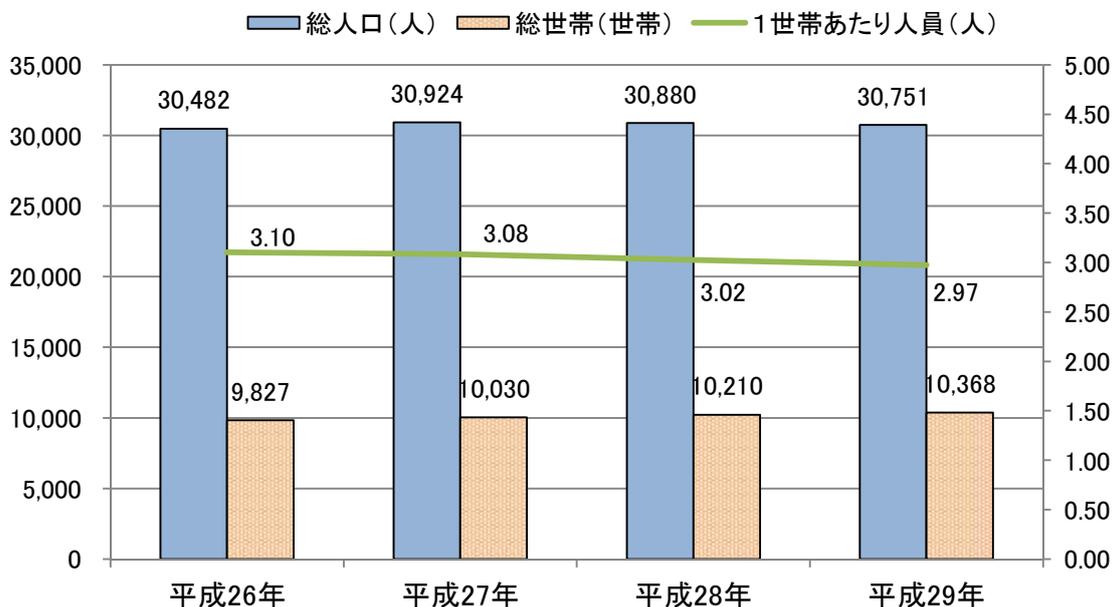
### ②世帯状況・高齢者のいる世帯

総世帯数は、増加している一方で、1世帯当たり人員は減少しており、平成29年の総世帯数は10,368世帯、1世帯当たり人員は2.97人となっています。

世帯構成は、世帯全体で平成22年と平成27年を比べると単独世帯が1.7%増、夫婦のみ世帯が2.2%増で、同居親族世帯は4.0%減と、核家族化の進行と単身世帯の増加がみられます。全世帯のうち65歳以上の高齢者がいる世帯構成は、同居親族世帯の割合が9.0%減少している一方、単独世帯や、夫婦のみの世帯などの核家族世帯の割合が増えています。

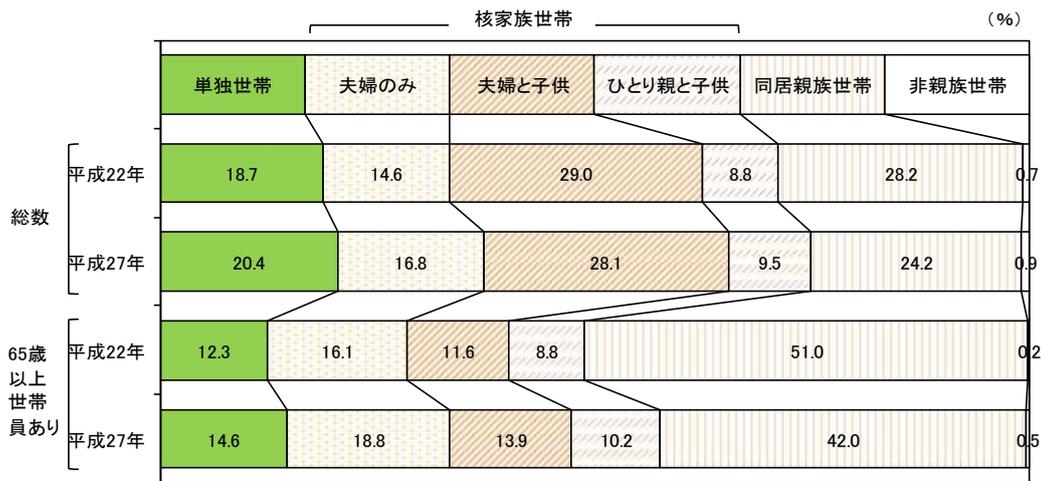
高齢独居世帯数は、平成22年の555世帯から平成27年の735世帯に増加し、高齢者世帯に占める割合も5.8%から7.3%に上昇しています。

### 【世帯数・1世帯当たり人員の推移(各年10月1日現在)】



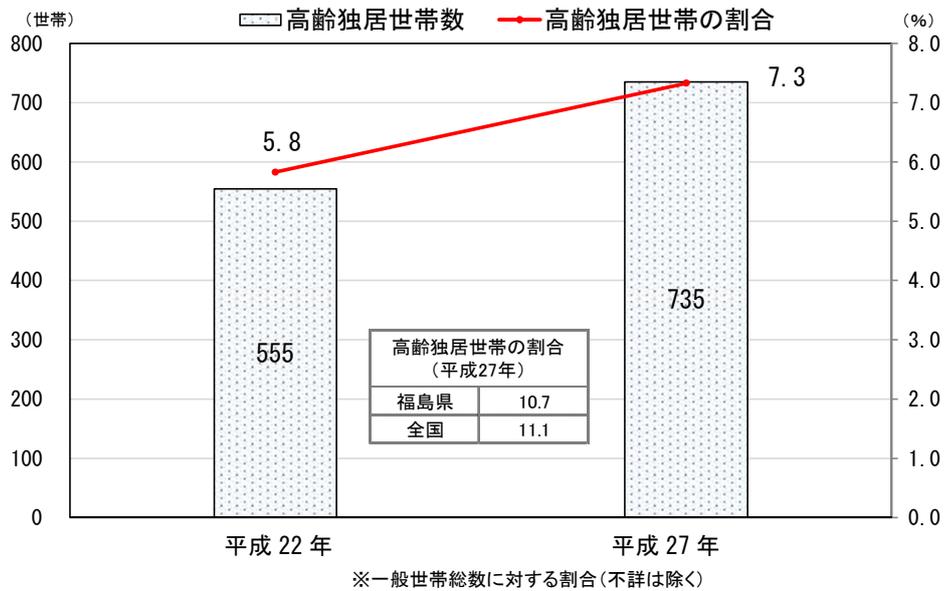
資料: 福島県現住人口調査月報

【世帯構成の推移(各年 10月1日現在)】



資料: 国勢調査(平成22年・平成27年)

【独居高齢者の推移(各年 10月1日現在)】

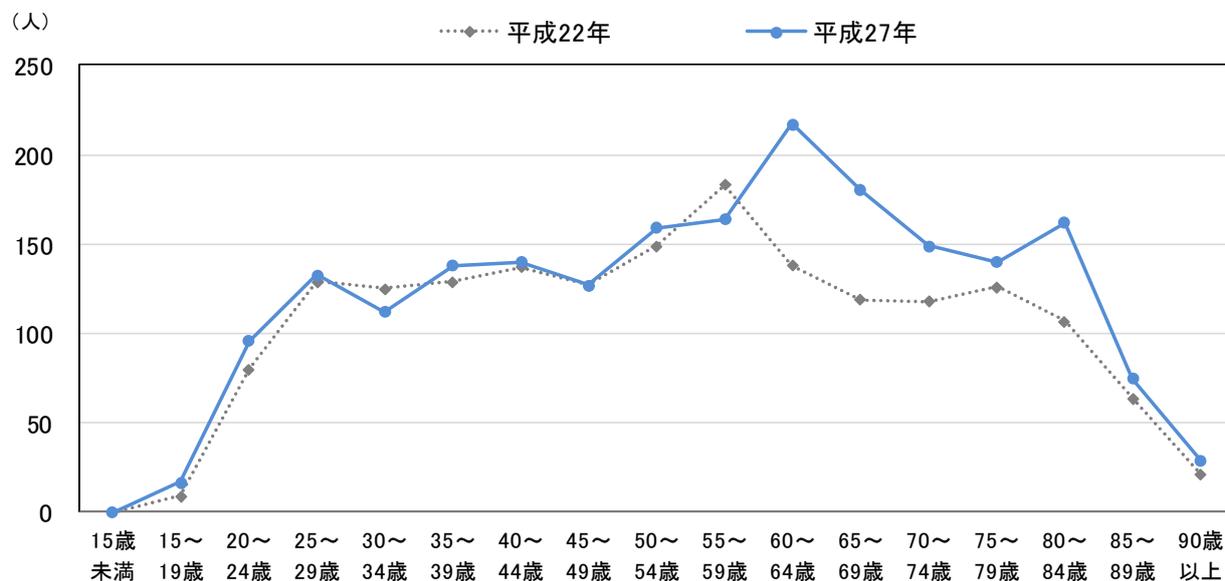


資料: 国勢調査(平成22年・平成27年)

## (2) 就業状況

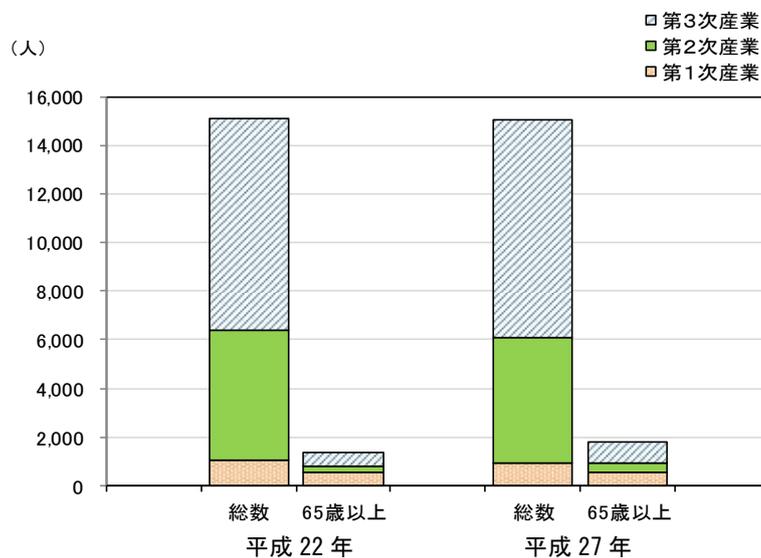
就業者数は平成22年と平成27年は同程度でしたが、各年代別の就業者数では60～84歳は、平成22年に比べて平成27年は増加しています。65歳以上の就業者数は増加し、就業率は22.5%と高まり、全国、福島県と同程度になっています

【年代別就業者数(各年10月1日現在)】



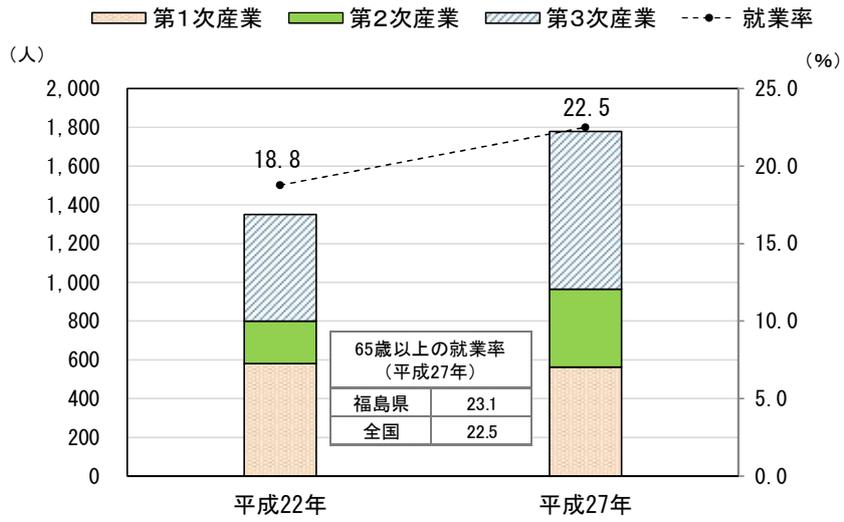
資料: 国勢調査(平成22年・平成27年)

【産業別就業者数(各年10月1日現在)】



資料: 国勢調査(平成22年・平成27年)

【高齢者の就業状況(各年10月1日現在)】



資料: 国勢調査(平成22年・平成27年)



## 2. 高齢者調査結果からの現状・課題

平成28年度に実施した高齢者調査結果から現状・課題を整理します。

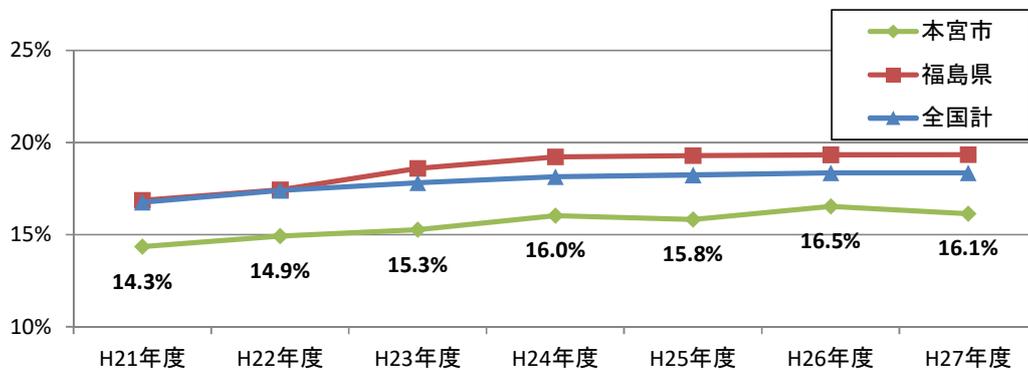
### (1) 元気高齢者を増やす、介護予防の重点的な取り組み

#### ① 元気高齢者を増やし、高齢者が元気でいられるための支援

本宮市は、国・県に比べて要介護認定者割合が低い水準であり、要介護認定者についても要支援・要介護度の低い人の割合が高い状況です。

今後も要介護状態になることを予防することとあわせて、健康を維持・増進するための支援とともに、高齢者の元気を地域の活力にいかしていく仕組みづくりやきっかけづくりが課題といえます。

#### 【要支援・要介護認定者率の内訳】



資料：各年度介護保険事業報告年報(平成26年度まで)、介護保険事業報告月報(平成28年3月)

#### 【要支援・要介護認定者率の内訳】



資料：介護保険事業報告月報(平成28年3月)

## ②介護予防の重点的な取り組み

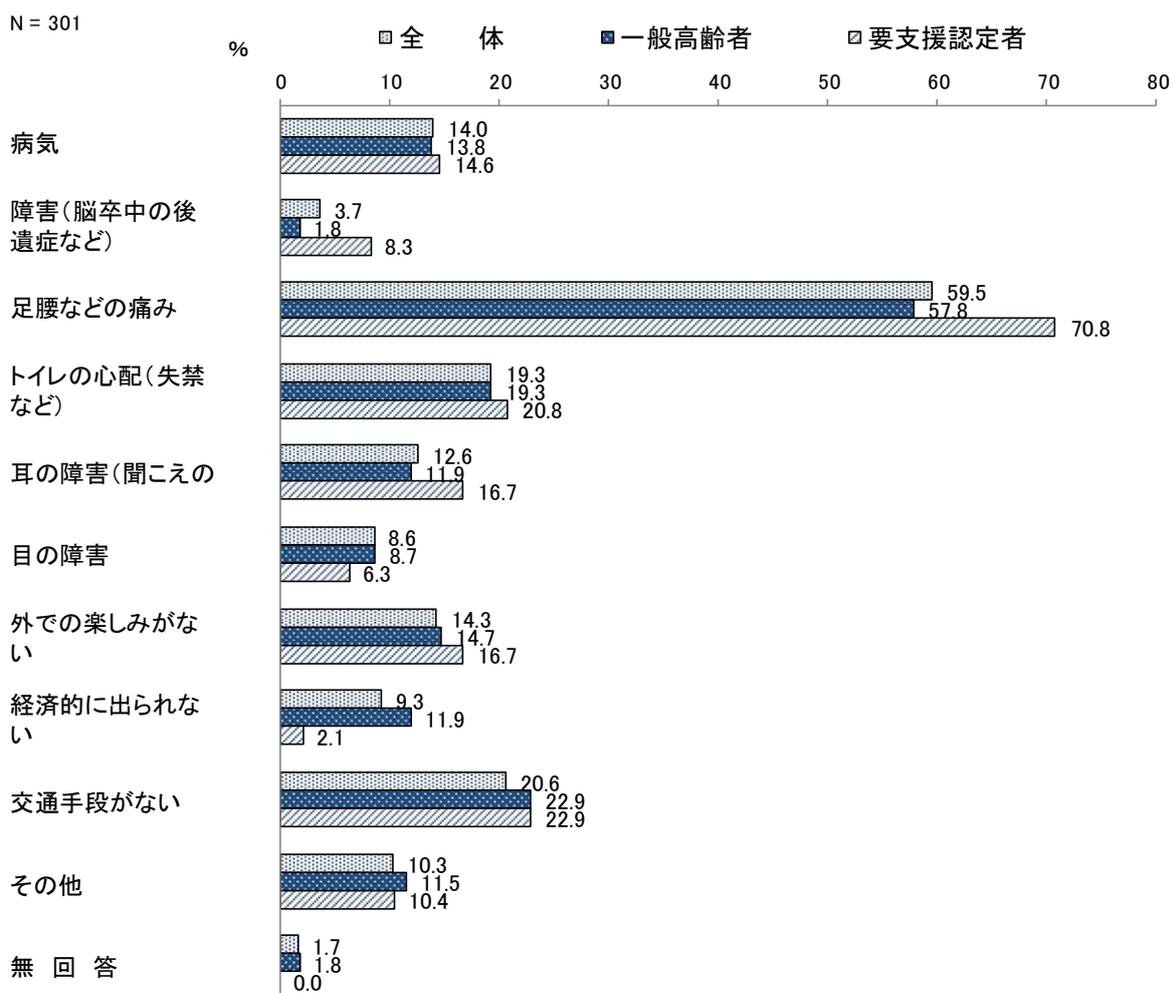
ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加を見据えて、要介護につながるリスク（閉じこもり、低栄養、うつ等）を防ぐ介護予防の充実とともに、買い物支援など、様々な生活支援ニーズへの対応が求められます。

高齢者自身が介護予防を実践できるように、生活環境の調整や、家庭・地域の中に生きがい・役割のある居場所と出番づくりを進める必要があります。そして、その場に通いやすいことも要件の一つとして重要であり、外出の支援などが求められます。

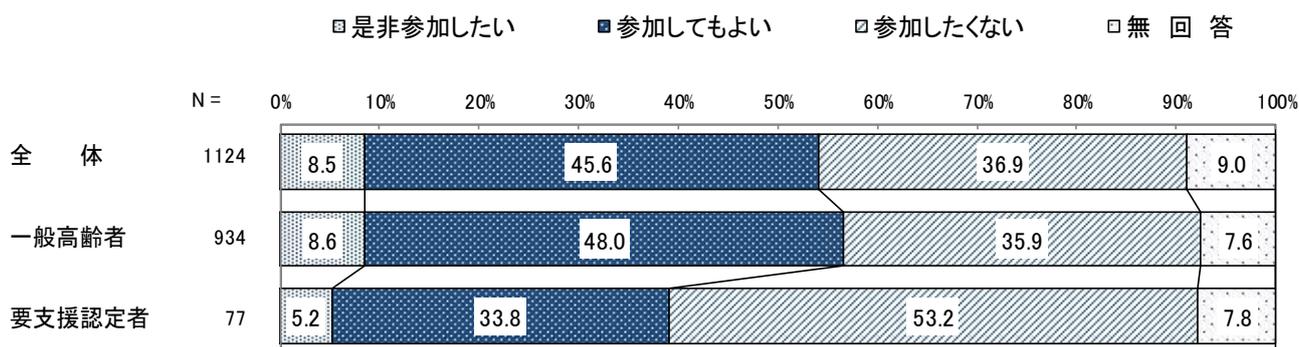
高齢者調査では、外出を控えている理由として「足腰などの痛み」が 59.5%と多く、「交通手段がない」が 20.6%、「トイレの心配(失禁など)」が 19.3%回答されています。

また、市民による自主的な活動の場の確保、自主的な活動の担い手の育成が特に重要な課題ですが、調査ではグループ活動への参加意向、協力意向も比較的高く、この意向を参加につなげていく必要があります。

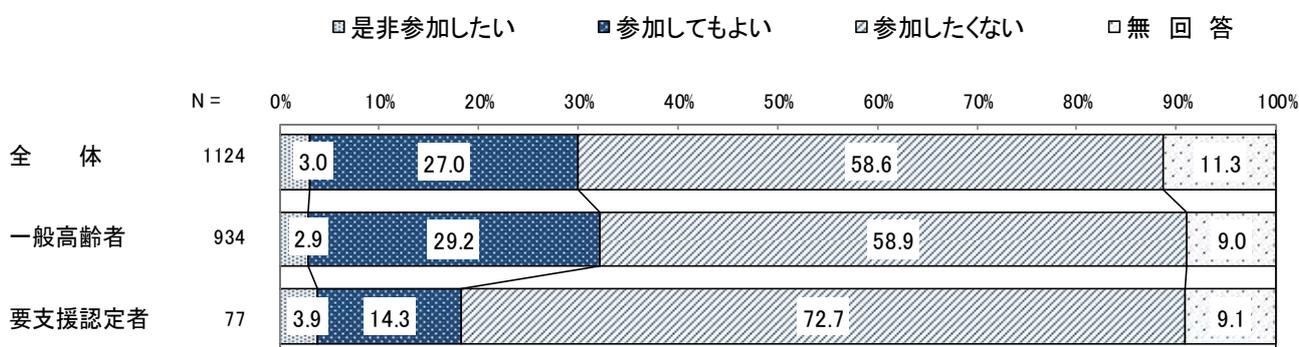
### 【外出を控えている理由】



## 【地域でのグループ活動への参加意向】



## 【地域でのグループ活動の企画・運営への参加意向】



## (2) ひとり暮らしや認知症などで支援が必要な高齢者への対応

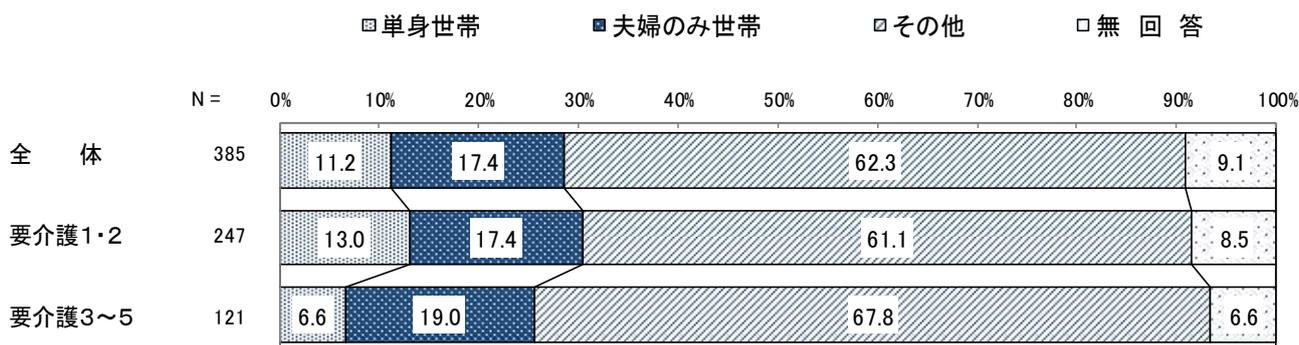
### ①見守り体制の充実

ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、地域での見守り体制の充実が求められます。

緊急時や災害発生時において、緊急通報システムの設置や避難行動要支援者台帳の整備等を行っていますが、引き続き関係機関との情報共有や支援体制の構築に向けた取り組みを拡充していくことが必要です。

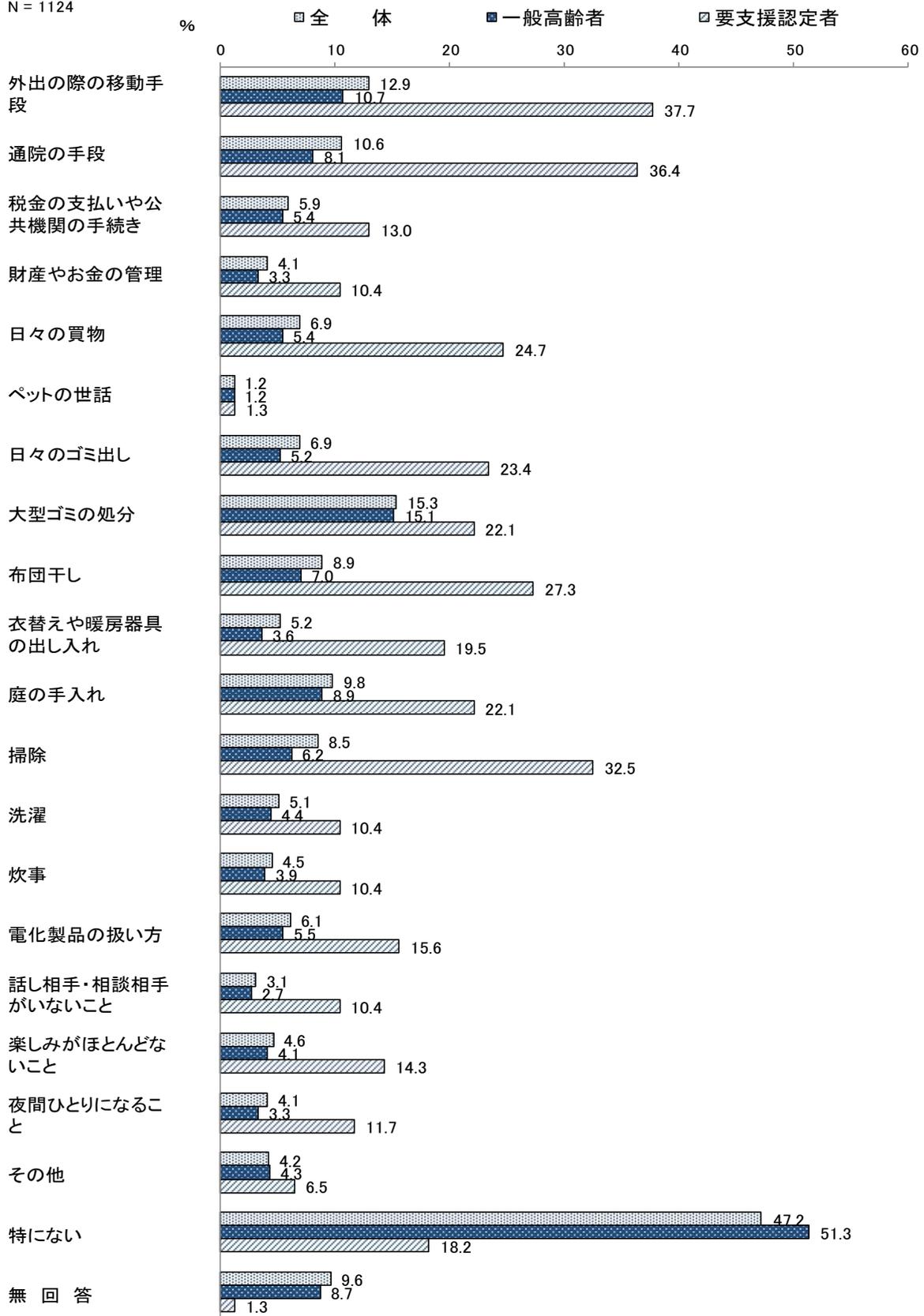
在宅要介護認定者調査では、夫婦のみ世帯が 17.4%と単身世帯よりも多くみられます。一般高齢者・要支援認定者調査では困っていることは「特にない」が 47.2%と多いですが、「大型ゴミの処分」「外出の際の移動手段」「通院の手段」などがみられます。

## 【要介護認定者の世帯類型】



## 【一般高齢者・要支援認定者の暮らしの中での困りごと】

N = 1124

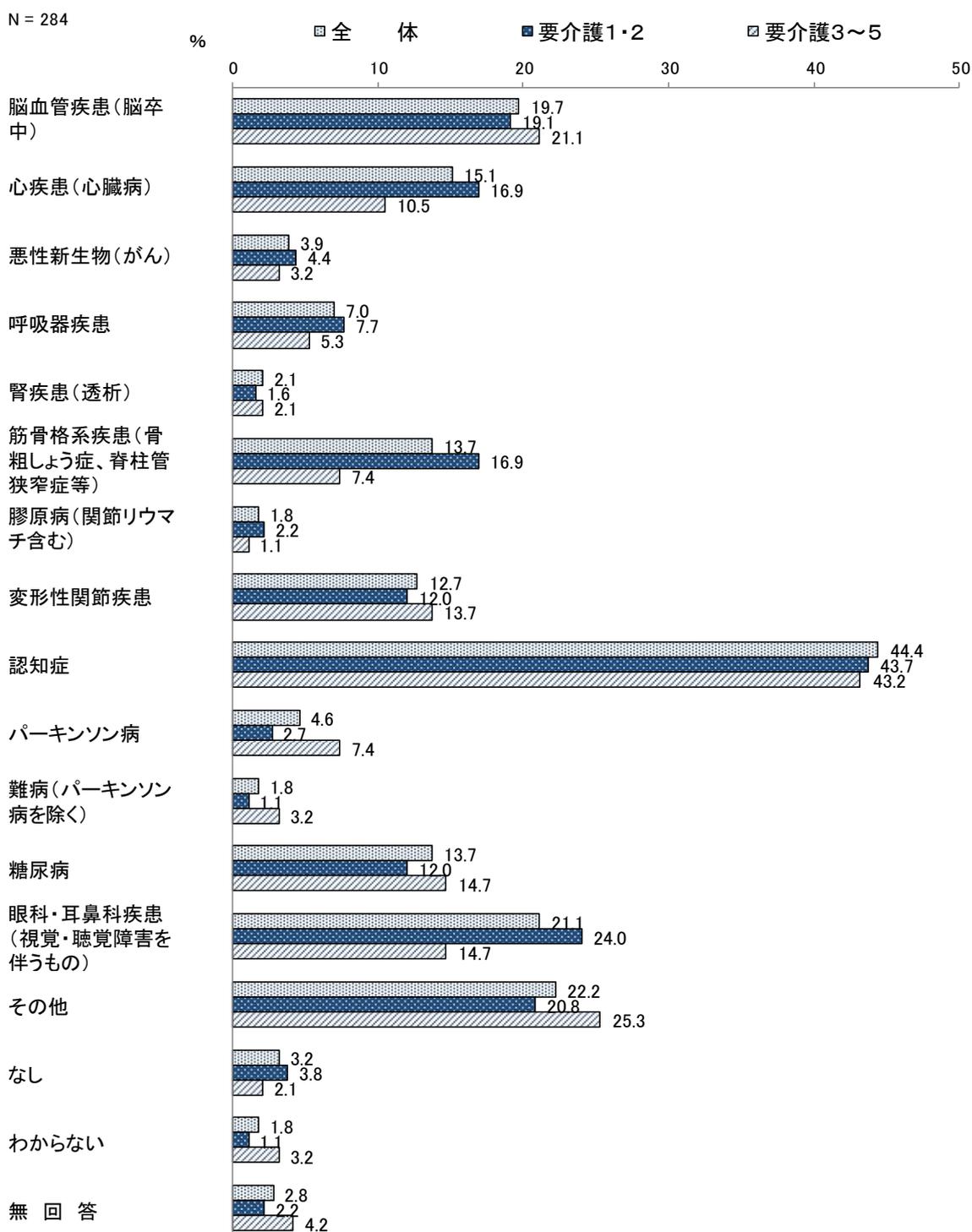


## ②認知症対策

認知症のある高齢者の状況（段階）に応じたサポートの必要性が高くなっているとともに、関連施策の充実を図る必要があります。あわせて、家族や地域住民の認知症に対する理解をさらに深めていく必要があります。

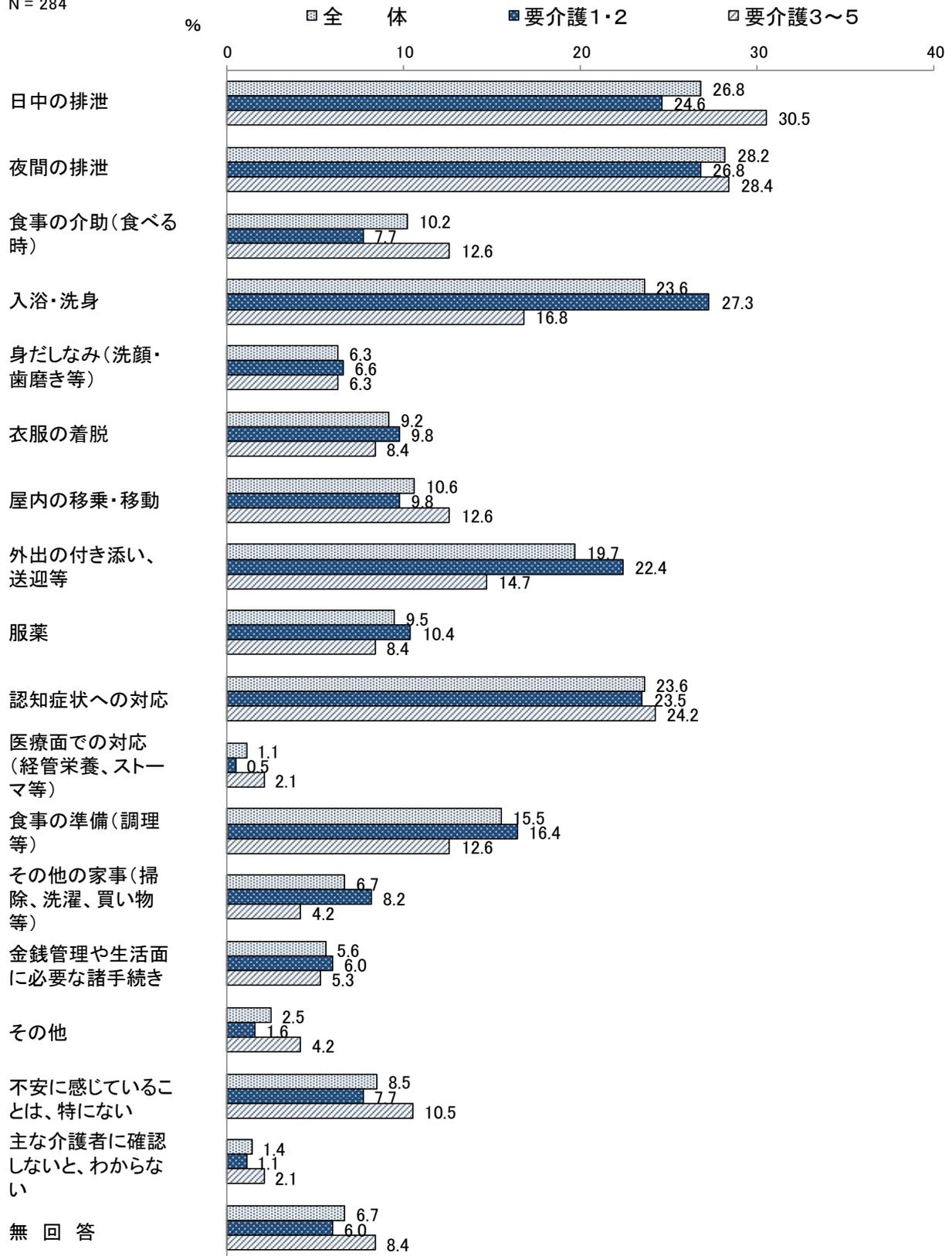
在宅の要介護認定者では、現在抱えている傷病で「認知症」が44.4%と多く、介護者が不安に感じていることは、「夜間の排泄」が28.2%、「日中の排泄」が26.8%、「入浴・洗身」と「認知症状への対応」がともに23.6%と回答が広く分布しています。

【在宅要介護認定者の現在の傷病】



【在宅要介護認定者の介護者の不安を感じる介護等】

N = 284



### (3) 医療や介護が必要な方への対応

#### ①医療・介護連携への取り組み

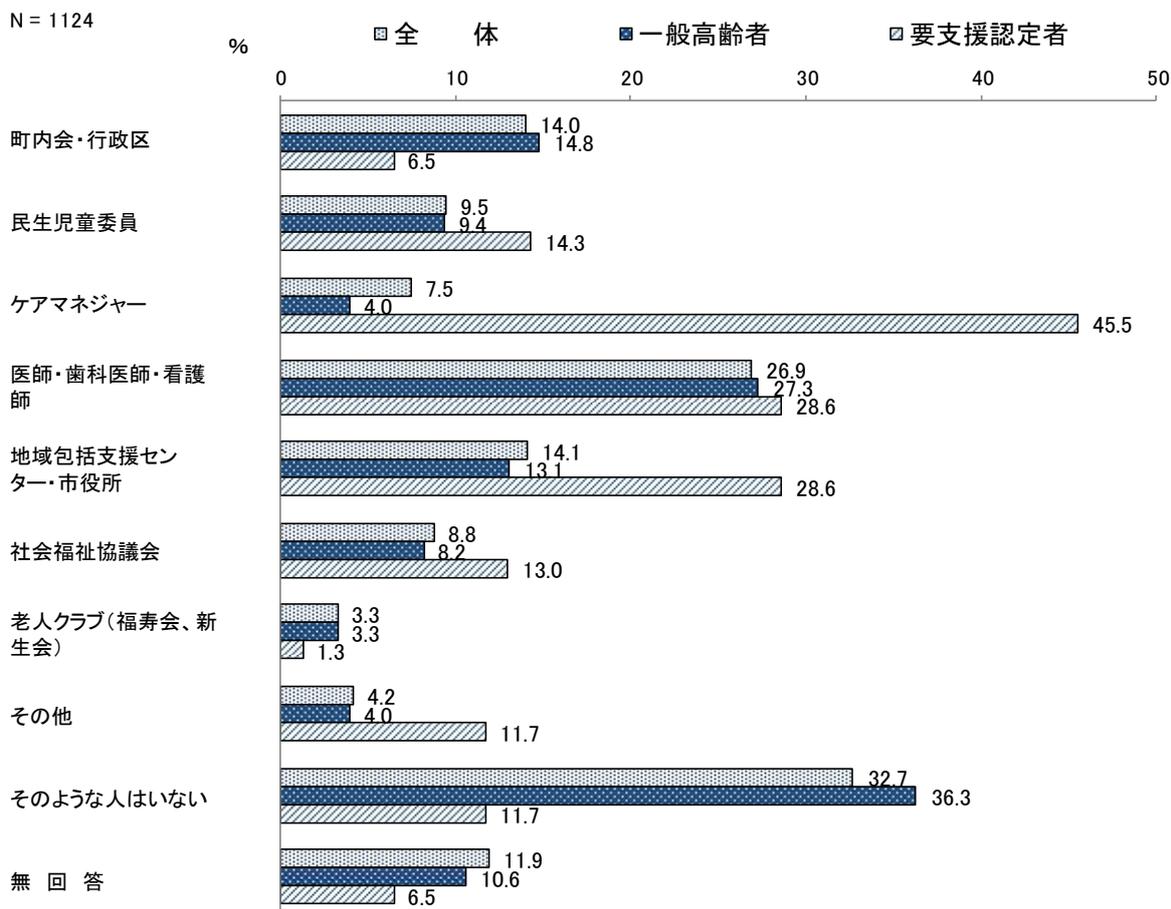
医療機関と介護関係機関が協議を確保するため、地域ケア会議等において、さらなる連携の強化を推進する必要があります。

調査では、家族や友人以外の相談先として「そのような人はいない」が 32.7%と多く、ついで「医師・歯科医師・看護師」が 26.9%と多く回答されています。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制が求められています。

中重度の要介護状態になっても在宅で生活できるようにするためには、訪問系サービスのほか、服薬指導、口腔ケアや医療系サービスとともに、相談や介護と医療の連携など包括的な体制づくりが必要です。

#### 【家族・友人以外の相談相手】



## ②家族介護支援と介護人材の確保

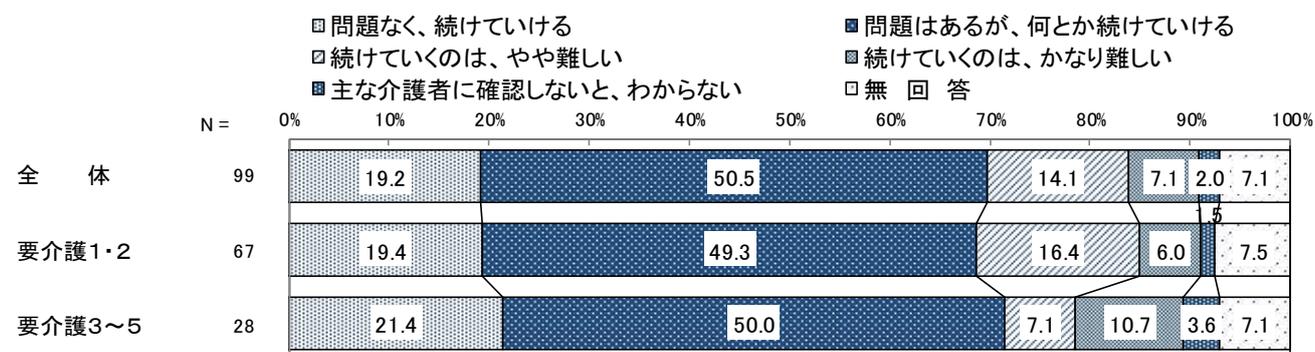
在宅介護実態調査で、介護者は働きながら介護を続けられるかという設問に、「問題はあるが、何とか続けていける」が50.5%と多くみられますが、介護と仕事、家庭生活との両立は介護者の高齢化、家族内の介護の分担などにも関連し、家族介護者の介護離職を防いでいくことも必要です。

また、要介護認定者に人生の最期をどこで療養したいかという設問に対して、全体では「自宅」という回答が61.0%と多くなっています。

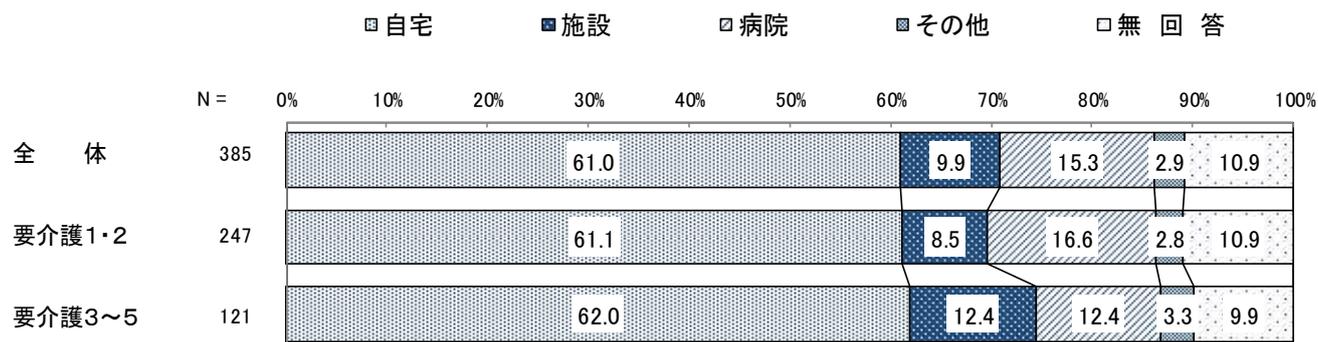
一方で、介護サービス提供事業者アンケートで「人材の確保が困難だ」という声が多く聞かれました。介護職の離職率が高く、人材の確保が難しい状況が伺えます。

国においても、介護職に対する処遇改善等に努めていますが、介護が必要な高齢者が増えていく中で、自治体は国や県と連携し、事業者による介護人材確保に向けた取り組みを支援する必要があります。

### 【介護者は働きながら介護を続けられるか】



### 【人生の最期をどこで療養したいか(要介護認定者)】



### 3. 高齢者施策のこれまでの取り組み

第6期介護保険事業計画において、「地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者施策の重点的な取り組み」として掲げた項目の取り組み状況及び今後の課題を整理します。

重点的項目	内 容	取り組み状況等
在宅生活を支える福祉・介護支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスをはじめ、介護保険事業計画に基づいた在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等の充実と福祉・介護支援体制の整備促進</li> <li>○相談・情報提供体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆福祉サービスの実施</li> <li>◆介護保険サービスについて特別養護老人ホーム・認知症対応型共同生活介護を整備</li> </ul>
認知症対策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症についての啓発</li> <li>○本宮市として「認知症ケアパス」（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成</li> <li>○認知症地域支援推進員の配置など、新たな視点での仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆啓発活動を実施、認知症カフェを各日常生活圏域に確保</li> <li>◆認知症ケアパスを作成、全戸配布</li> <li>◆初期集中支援チームの確保・運用</li> </ul>
医療と介護の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療・介護を一体的に提供する体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療機関及び圏域での連携により推進中</li> </ul>
安心できる住まいの確保と地域安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住まいの確保やバリアフリー化を推進</li> <li>○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時要支援者対策、緊急通報装置の設置など</li> </ul>
共生のまちづくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本宮市地域福祉計画に基づき、地域と協働で活動に対する理解の促進やきっかけづくり、サポートの充実を図ることが課題</li> <li>○支えあいの輪を発展させるとともに、元気な高齢者をはじめ様々な世代の地域住民が活動に参加し、支援が必要な人を支えていく場づくりや環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一層の充実を図る必要がある</li> <li>◆元気高齢者を増やすことが特に重要</li> </ul>
地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センターが機能を発揮できるような環境づくりと体制拡充</li> <li>○平成 29 年 4 月までに新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて、多様なサービスの提供体制の確保</li> <li>○「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等（「生活支援体制整備事業」）を通じて、人材・団体の育成や関係者の連携のネットワークづくりも課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域包括支援センターを 3 圏域に設置</li> <li>◆平成 28 年度より総合事業を導入</li> </ul>

## 4. 制度改正の主な内容

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能強化等の取り組みの推進

- 介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取り組み内容及び目標を記載【介護保険法の改正】
- 介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告【介護保険法の改正】
- 財政的インセンティブ（保険者の取り組みに対する交付金）の付与の規定の整備【介護保険法の改正】
- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務付け等）【介護保険法の改正】
- 市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる等、居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化【介護保険法の改正】
- 国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進（認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に応じたリハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等）を制度

#### 医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設【介護保険法、医療法等の改正】
- 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長（平成36年3月31日まで）する【介護保険法等の改正（公布日施行）】



## 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）【社会福祉法等の改正】
- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が次の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【社会福祉法等の改正】
  - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等）
  - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）【社会福祉法等の改正】
- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける【介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正】

## (2) 介護保険制度の持続可能性の確保

### 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等 340 万円以上）の負担割合を3割とする（ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり）【介護保険法の改正（平成 30 年 8 月 1 日施行）】

### 介護納付金における総報酬割の導入

- 現行では、各医療保険者は、介護納付金を第2号被保険者である「加入者数に応じて負担」しているが、これを被用者保険間では「標準報酬総額に応じた負担」とする【介護保険法、健康保険法等の改正【平成 29 年 7 月 1 日施行）平成 29 年 8 月分より実施】

### (3) 「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成 29 年 7 月改訂）

基本的な考え方: 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けるために必要としていることに的確に応えていくことを旨としつつ、以下の7つの柱に沿って、施策を総合的に推進します。

事 項	具体的な施策
認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施</li> <li>● 認知症サポーターの養成と活動の支援</li> <li>● 学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進</li> </ul>
認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人主体の医療・介護等の徹底</li> <li>● 発症予防の推進</li> <li>● 早期診断・早期対応のための体制整備</li> <li>● 行動・心理症状（B P S D）や身体合併症等への適切な対応</li> <li>● 認知症の人の生活を支える介護の提供</li> <li>● 人生の最終段階を支える医療・介護等の連携</li> <li>● 医療・介護等の有機的な連携の推進</li> </ul>
若年性認知症施策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年性認知症の人やその家族に支援のハンドブックを配布</li> <li>● 都道府県の相談窓口支援関係者のネットワークの調整役を配置</li> <li>● 若年性認知症の人の居場所づくり、就労・社会参加等を支援</li> </ul>
認知症の人の介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の人の介護者の負担軽減（認知症カフェの設置の推進等）</li> <li>● 介護者たる家族等への支援（認知症介護教室等の普及等）</li> <li>● 介護者の負担軽減や仕事と介護の両立（取り組みを推進する企業の表彰制度の実施等）</li> </ul>
認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活の支援（家事支援サービス等の提供等の支援、サロン等の設置等）</li> <li>● 生活しやすい環境の整備（多様な高齢者向け住まいの確保支援等）</li> <li>● 就労・社会参加支援（就労、地域活動やボランティア活動への参加促進等）</li> <li>● 安全確保（地域での見守り体制の整備、権利擁護、虐待防止等）</li> </ul>
認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ロボット技術や I C T（情報通信技術）を活用した機器等の開発支援・普及促進等</li> <li>● 認知症予防について、多くの情報をビッグデータとして集約・活用し、住民や企業が一体となって地域全体として取り組みを推進できるようなスキームの開発</li> </ul>
認知症の人やその家族の視点の重視	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施【再掲】</li> <li>● 初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援</li> <li>● 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画</li> </ul>

#### 【平成 29 年 7 月改訂の主な内容】

- 目標設定年度を平成 29 年度末 → 平成 32 年度末
- 目標値の更新（認知症サポーターの目標人数の引上げ等）と新設（歯科医師認知症対応力向上研修の受講者数等）

## 第2章 第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の推進

長期化する高齢期にいきいきと過ごせる環境づくりを進めていくため、高齢者一人ひとりの尊厳を尊重する地域の意識の醸成を図るとともに、敬老事業などをはじめ高齢者の元気を引き出し、地域に活かしていくための取り組みを連動させて、地域で安心して暮らせる地域包括ケアの実現に取り組んでいきます。

また、今後は認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者を地域で支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

### 第1節 地域包括ケアシステムの構築

#### 1. 介護予防の推進

##### 取り組み1 介護予防の理解・普及

元気な高齢者、要支援・要介護になるおそれのある虚弱な高齢者、要支援・要介護状態にある高齢者など様々な状況や段階において、身近で様々なところでできる介護予防や運動の場づくり・きっかけづくりを推進します。

高齢者全般を対象に介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に役立つ活動の育成や支援を促進します。

認知症に対する高齢者の関心が高まっており、ファイブコグ検査<sup>\*</sup>は多くの参加が得られていることから、引き続き開催します。

##### 取り組み2 自主的に介護予防に取り組む体制の整備

介護予防に関する知識と重要性を高齢者自身が認識し、介護予防に取り組んでいけるように、転倒予防教室を今後も継続して開催します。教室参加後は自主的な活動への参加を促進します。介護予防自主活動グループの活動支援を行い、広く参加を呼びかけます。

いきいき百歳体操の自主活動団体が増えており、今後も拡充を図るため、周知・広報活動を行います。

介護予防に関する知識とその重要性を認識し、自主的な介護予防に取り組むため、教室開催希望団体へ講師を派遣するとともに、今後もいきいき百歳体操の自主活動を中心に身近なところで、気軽に取り組める活動の展開を図ります。

<sup>\*</sup> ファイブコグ検査:「ファイブコグ」とは5つの知能機能「記憶」「注意」「言語」「視空間認知」「思考」のことで、軽度認知障がい<sup>1</sup>の時期に低下する機能の状態を評価するために、東京都老人総合研究所で開発された集団認知機能検査。

### 取り組み3 介護予防事業体制の充実

口腔教室は希望団体への講師派遣について周知を図り、口腔機能の維持・向上の大切さの認識が深まるように啓発します。

介護予防講演会により市全体に介護予防についての啓発を行うとともに、介護予防自主活動グループの活動について広報し、参加を促進します。

#### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
転倒予防教室	介護予防に関する知識とその重要性を認識し、教室への参加を促進します。介護予防自主活動グループの活動支援を行い、広く参加を呼びかけます。
栄養・口腔教室	栄養、口腔機能の向上に関する講習を希望する団体に講師を派遣します。
いきいき百歳体操の普及	高齢者が介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に役立つ活動として、いきいき百歳体操の普及を継続して実施し、自主的な活動につなげていきます。
自主活動グループの活動支援	高齢者が自主的に活動するグループに対しては、活動しやすい場の提供に努めます。
介護予防講演会	介護予防講演会を開催して、介護予防の重要性について啓発し、高齢者の介護予防を図ります。
ファイブコグ検査	認知症に関する関心が高まる中、軽度の認知症を診断する検査を実施し、結果説明会を開催します。

## 2. 介護予防・生活支援サービス事業の推進

### 取り組み1 要支援1・2認定者の訪問介護・通所介護の地域支援事業での実施

平成28年2月より新しい総合事業を地域支援事業に移行して実施しており、今後は軽微な家事援助や生活支援などで新たな担い手や手法の検討を行いながら継続して実施します。

配食サービスは、声かけ活動にもつながることから、今後はニーズに添った新事業を検討します。

#### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
要支援認定者の訪問介護・通所介護	地域支援事業において実施します。

### 3. 認知症対策の充実

#### 取り組み1 認知症に関する理解の促進

認知症に対する正しい知識・理解に向けて、地域における認知症の人や家族を応援するボランティアの育成、充実を図ります。

認知症の変化する症状に対応するサービス等の支援の周知を図ります。

#### 取り組み2 認知症予防の推進

認知症のある人の変化に気づき、必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークづくりに向け、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています。認知症地域支援推進員と協力しながら、認知症対応力向上のための研修会、講演会を開催し地域での認知症予防対策を推進します。

認知症カフェが地域包括支援センターごとに3ヶ所開設されており、ボランティアによる運営のもと、認知症介護者、当事者の交流の場となっています。今後も多くの方が気軽に参加したり、相談ができる場として周知を図ります。

#### 取り組み3 認知症支援体制の充実・強化

徘徊のみられる高齢者が、その人らしく、地域で安心・安全に生活できるよう、関係機関との情報共有により、適切な支援体制づくりと家族との連携を図りながら支援を行います。

認知症ケアパス<sup>\*</sup>を平成28年度に作成し、全戸配布しました。認知症ケアパスの周知を図るとともに、認知症に対応できる社会資源の充実と適切なケアマネジメントに努めます。

認知症の早期診断・早期対応に向けて、医療機関と連携し、認知症専門医による訪問相談を実施すると同時に、専門医、看護師、精神保健福祉士などの多職種の医療と福祉の専門スタッフによる集中的な支援を行う認知症初期集中支援チーム体制を設置し、平成27年10月から活動しています。今後は、増加する認知症高齢者への対応の支援ができるよう活動の周知を図ります。

徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報端末機を貸与することで、徘徊高齢者の保護と介護家族の安心を支援しており、周知・広報活動を行います。

認知症高齢者を介護している家族の会「なごみ会」の活動について周知を図り、参加を促進します。認知症高齢者の介護者同士の交流を図り、情報交換することにより、介護の負担軽減につながるため、多くの方の参加に向けた普及・啓発を行っていきます。

また、6ヶ月以上常時在宅で介護している家族に、認知症在宅高齢者介護手当を支給します。

<sup>\*</sup> 認知症ケアパス:認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、標準的な認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもの。

【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概 要
認知症ケアパスの周知・活用の促進	認知症ケアパスの周知を図るとともに、認知症に対応できる社会資源の充実と適切なケアマネジメントに努めます。
認知症地域支援推進員活動支援	認知症地域支援推進員と連携しながら、研修や講演会を行い、地域での認知症予防、支えあい活動を推進します。
認知症初期集中支援事業	認知症の早期診断・早期対応に向けて、認知症初期集中支援チームについて周知を図ります。
徘徊高齢者家族支援事業	徘徊認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報端末機を貸与し、徘徊高齢者の保護と介護家族の安心を支援します。
認知症在宅高齢者介護手当事業	6ヶ月以上、常時在宅で介護している家族に手当を支給します。
認知症地域支援事業補助金	認知症の人やその家族が集う場として日常生活圏域ごとに設定している認知症カフェに対し、補助金を交付し支援を行います。
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解するための講座を開催し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。
介護マークの周知・活用の促進	介護する人にやさしいまちづくりを進めるため、「介護中」であることを周囲に示す「介護マーク」を配付し、周知・活用を図ります。



## 認知症の症状とケアの流れ

ご本人の様子 (症状や行動)	気づき	初期	中期
	日常生活は自立 ～ 誰かの見守りがあれば日常生活は自立		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物忘れがみられ、人の名前や物の名前が思い出せないことがしばしばみられる。</li> <li>●会話の中で「あれ」「それ」などの代名詞がよくでてくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●買物で必要な物を必要なだけ買うことができない。</li> <li>●食事の段取り、家計の管理などに支障をきたす。</li> <li>●大事な物をどこに保管したか思い出せずに探し回ることが増える。</li> <li>●同じことを何度も話したり聞く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●季節に合った服を選きない。服を着る順番がなる。</li> <li>●外出先から一人で戻れ</li> <li>●時間や場所がわからとが増える。</li> <li>●お風呂に入りたがらな</li> <li>●電化製品の使い方がわ</li> </ul>
本人の気持ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いろいろな事がうまくいかなくなり落ち込んだり不安な気持ちになっている。</li> <li>○迷惑をかけたくないという気持ちや寂しい気持ちがあるかもしれません。</li> </ul>		
相談	地域包括支援センター・認知症介護家族の会「なごみ		
予防	ふれあいサロン・生きがいデイサービス・いきいき百歳体操・介護予防教室		
医療	もの忘れ外来・もの忘れ相談医・認知症専門医療		
介護	自宅から通う	通所介護（デイサービス）・通所リハビリ	
	自宅に来てもらう	訪問介護（ホームヘルプ）・訪問リハビリ・訪問入浴・訪問	
生活支援	認知症カフェ・認知症サポーター養成講座・認知症介護家		
	（一人暮らし）配食サービス・ふれあい型給食サービス（会		
権利を守る	日常生活自立支援事業（あんしんサポート）		
	住み慣れた 自宅で暮らす	高齢者住宅改修支援事業・福祉用具（車椅子）の貸し出し・福	
		小規模多機能	
	住み慣れた地域で暮らす	グループホーム・介護	

認知症は、進行とともに症状も変わっていきます。  
ご家族など身近な方が認知症を理解し、ご本人の状態に合わせた支援の方法  
を選択していくことが大切です。

## 後 期

～ 専門医療が必要 ～ 日常生活を送るには常に支援や介護が必要

<p>ぶことがで わからなく なくなる。 なくなるこ い。 からない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行が不安定になり、転倒なども増えてくる。</li> <li>●トイレの場所がわからない等のために排尿・排便の失敗が多くなる。</li> <li>●食べ物でない物も口に入れる。</li> <li>●食事や入浴など一人でできず介助が必要になる。</li> <li>●家族を認識できなくなってくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●言葉によるコミュニケーションが難しくなる。</li> <li>●表情が乏しくなり刺激に対する反応が鈍くなる。</li> <li>●歩くことが困難となりほぼ寝たきりの状態となる。</li> </ul>
---	--	---

- 自分の失敗を認めたくない気持ちや失敗することを情けなく感じている。
- 自分の感情や気持ちをうまく言葉に表せず、イライラや不安を感じていることもある。

会」・福島県認知症コールセンター・高齢者総合相談センター

機関・認知症初期集中支援チーム・認知症疾患医療センター

### 看護

族の会「なごみ会」・介護マーク・徘徊高齢者家族支援（GPS 貸与）

食・配食）・緊急通報装置の貸し出し・ふれあい小地域ネットワーク

### 成年後見制度

社車両の貸し出し・特定福祉用具の購入・住宅改修

型居宅介護・ショートステイ

老人保健施設・特別養護老人ホーム

## 4. 医療・介護の連携強化

在宅医療と介護を一体的に提供するため、現状や資源の把握と課題の整理を、広域的な視点で取り組んできました。退院調整ルールの策定に向けて病院・ケアマネジャーと連携した検討や、在宅医療介護連携研修会など関係機関との連携を図りながら体制づくりに取り組みます。

今後は、終末ケア、看取りなどについての知識の普及と啓発に努めるとともに、相談窓口の設置やあんしんセットの配布などを検討して具体的な啓発活動の推進と、体制づくりを進めていきます。

訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護など、医療が必要な要介護認定者の在宅生活を支えるサービスについて提供体制の確保を検討します。

在宅医療・介護・福祉に係る人材の育成・確保について検討します。

### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
在宅医療と介護を一体的に提供するための支援	医療機関と連携しながら、医療・介護サービスの充実に努めます。地域資源の把握、介護と医療の連携についての啓発などに取り組みます。
退院調整ルール策定検討会、関係機関連携	圏域及び関係機関との協働による退院調整ルールの検討、研修会などを実施します。

## 5. 生活支援基盤整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、医療、介護のサービスに限らず、地域住民に身近な生活支援サービスを担う事業主体と連携します。さらに日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。また、生活支援体制整備事業を推進するため、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置、セミナーの開催に取り組んでおり、地域資源の把握と活用を促進し、引き続き地域支えあい活動を展開します。

### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
生活支援体制整備事業	身近な地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能として、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置します。 地域の多様な人材が参加して生活支援体制の整備に向けて協議する場（協議体）を設置します。 生活支援コーディネーターと協議体を中心に、地域資源の把握及び活用による地域支えあい活動を推進します。 共生型サービスの導入、実施方策について検討します。

## 6. 地域包括支援センターの充実

### 取り組み1 地域包括支援センターの充実

第6期計画期間からは日常生活圏域を3圏域とし、圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、各圏域を単位とした委託方式により運営しています。今後も高齢者とその家族等にとって身近な相談の場として認知され利用されるように、地域のふれあいサロンや老人クラブなどの研修会等を積極的に活用し、地域包括支援センターについて周知を図ります。

地域ケア会議を平成27年度より開始しており、事例検討やケアプランなどを含めたケアマネジメントの充実に向けて連携を図れるように取り組みます。

医療機関を含む関係施設やボランティア等の様々な地域の社会資源との連携連絡・調整などネットワークづくりを進め、包括的・継続的ケア体制の充実を図ります。

### 取り組み2 地域包括支援センターの機能強化

地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談等から適切な支援につなげていくセンターは、地域包括ケアシステム構築の事業と十分に連携をとり、運営方針を明確にし、また、実施する事業の質の評価を行い、質の向上に努めていきます。

介護をしながら働く家族のため、介護に関する相談がしやすいよう休日相談体制の充実を図っていきます。



### 【主なサービス・事業等】

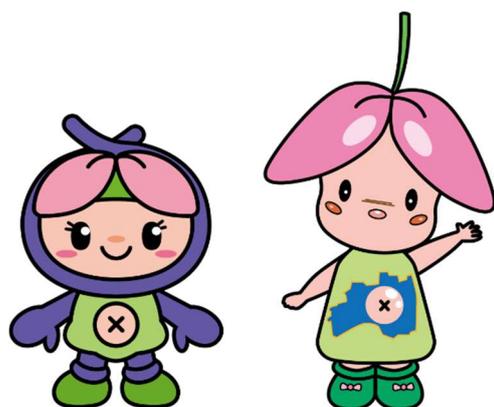
サービス・事業等	概 要
地域包括支援センターの周知	高齢者とその家族等にとって身近な相談の場として認知され、利用されるように、地域包括支援センターについて継続して周知を図ります。 地域のふれあいサロンや老人クラブなどが開催する研修会や出前講座等を積極的に活用し、周知活動を展開します。地域包括支援センターの基本機能である総合相談、権利擁護業務、介護予防マネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行います。

## 7. 地域ケア会議の充実

事例検討やケアプランの検討を行う地域ケア会議を、地域包括支援センターが行っています。

多職種の専門的な助言を得て個別ケースの支援内容を検討することで高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、高齢者の生活の質の向上及び自立支援を促進するため、自立支援型ケア会議を開催していきます。

また、上記の地域ケア会議から抽出された、高齢者の地域課題の検討や社会整備の検討を行うため、地域包括ケア推進会議を開催していきます。



## 第2節 心身の健康支援と社会参加の促進

### 1. 高齢期の健康支援

#### 取り組み1 食生活改善活動

健康寿命の延伸と生活の質の向上を重点目標に、高齢期の健康課題をとらえた健康支援を目指し、食育・食生活・低栄養に関する施策・事業を推進するとともに、地域での食育活動を支援します。

#### 取り組み2 健康づくりの啓発と保健事業の推進

市民が健康づくりと生活習慣病予防のための正しい知識等を身につけ、健康づくりに取り組めるように、健康診査・各種がん検診をはじめ、健康教育、健康相談、訪問指導、予防接種などの健康増進事業を引き続き実施して、市民の健康づくりを支援します。

本宮市民元気いきいき応援プラザ（えぼか）は、健康増進・多世代交流・子育て支援の機能を生かし、高齢者の交流と憩いの場として、健康・ふれあい・生きがい・安心の創出を図っていきます。

市民が自分の健康をセルフマネジメントする力を身につけ、健康づくりを実践していけるように、健康ポイント制度※の活用・参加を促進します。

#### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
健康増進事業・食育推進事業 【保健課】	高齢期の健康課題をとらえた施策・事業を推進します。 各種健康診査・各種がん検診をはじめ、健康教育、健康相談、訪問指導、予防接種などの健康増進事業を引き続き実施して市民の健康づくりを支援します。
えぼかでの健康・ふれあい・生きがい活動 【えぼか】	本宮市民元気いきいき応援プラザ（えぼか）は健康増進・多世代交流・子育て支援の機能を生かし、高齢者の交流や健康づくり事業を実施します。
健康ポイント制度※ 【保健課】	平成29年度から始めた健康ポイント制度の活用・参加を促進します。

※ 健康ポイント制度：18歳以上の市民を対象に、日々の健康行動の記入や、各種健診項目の受診、健康教室・講座の参加でポイントを付与し、ポイントの合計が基準達成したら健民カードを発行する。

## 2. 社会参加と生きがいづくりの推進

### 取り組み1 高齢者の多様な活動・交流の支援

デイサービスや入浴等を楽しみ、施設利用者間での相互交流による多世代交流施設の利用促進を図るため、魅力的な事業やイベント等を検討し周知・広報活動を行います。

健康づくりや介護予防のため、高齢者が身近な地域で、ボランティアや生きがい活動を行える場として取り組んでいる老人クラブの活動を支援します。福寿会及び新生会等の老人クラブ会員が、高齢により年々減少傾向にあるため、新規会員が加入しやすい体制づくり、魅力的な活動の検討を行います。

ふれあいサロンは、身近な地域に集まれる場であり、サロンを通して地域住民が交流し、見守り・安否確認・助けあい活動などの地域福祉の推進を図るため、継続的に活動を支援します。

高齢者と郡山女子大学の学生による世代間交流のレクリエーションを行い、心身の活性化及び閉じこもりなどの防止を図るため継続して実施し、参加を促進します。

### 取り組み2 高齢者の就労支援

働く意欲のある高齢者の就労が広がるように、事業開拓や情報提供等を支援し、シルバー人材センターの利用を促進するとともにシルバー人材センターとの連携を図り、活動内容の拡大を検討します。

#### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
サークル活動、世代間交流レクリエーションの支援	高齢者の各種講座の開催やサークル活動への支援、多世代、他地域との交流等の活動を支援します。
老人クラブ活動の支援	老人クラブの活動と加入者の増加に向けた取り組みを支援します。
多世代交流促進支援	多世代交流施設の利用を促進します。
シルバー人材センター事業【シルバー人材センター】	事業開拓や情報提供等を支援し、シルバー人材センターの利用を促進します。
ボランティア活動の支援【社会福祉協議会】	ボランティア活動の促進について、社会福祉協議会の取り組みを支援します。
敬老会の実施	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、70歳以上の方々を招待し、地区ごとに敬老会を実施します。
敬老祝金の支給	長年にわたり、市の発展に寄与していただいた高齢者に敬意を表し、長寿を祝福して敬老祝金を支給します。
高齢者いきいき交流事業	高齢者が郡山女子大学で介護・社会福祉を学ぶ学生と世代間交流を行い、心身の活性化と社会参加の促進につなげます。
高齢者ふれあいプラザの利用促進	入浴・休憩などが楽しめる空間を確保し、利用者相互の交流を促進し、高齢者の健康増進、介護予防を推進します。

## 第3節 地域での自立した日常生活の支援

### 1. 地域支えあい活動の推進

#### 取り組み1 地域の担い手の育成支援

市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成講座など活動範囲の拡大、情報提供などを行い、活動の活性化を促進し、地域活動を支える人材の確保・育成に取り組めます。

#### 取り組み2 見守り・声かけ活動の推進

民生児童委員による地域での見回り活動を支援し、連絡・調整に努めます。

関係機関との連携（協定）による地域の見守り活動を推進します。

#### 取り組み3 地域の資源の活用と地域支えあい体制の確立

身近な地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材として、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）の配置により、地域資源の把握・活用など体制づくりに取り組めます。

#### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
ふれあいサロン活動補助金	地域住民が交流し、見守り・安否確認などの地域の福祉力向上及び介護予防や社会参加を促進するため、ふれあいサロンが各種活動事業を行う際の研修バス等の借り上げに要する経費について、補助金を交付します。
高齢者の見守り	地域の高齢者を見守る体制としてネットワークの構築を図ります。そのため、サービス提供事業者や地域への啓発活動に取り組めます。
ボランティア活動の支援	ボランティア活動の推進に向け、市社会福祉協議会が中心となり、ボランティアや福祉の啓発活動や各種ボランティア活動の推進を実施しています。

### 2. 在宅支援サービスの充実

#### 取り組み1 在宅支援体制の整備

日常生活の支援が必要な方を対象に、家庭での生活支援を行う軽度生活援助サービスを実施します。利用者は増加傾向にありますが引き続き、周知・広報活動を行います。

在宅で介護している家族を支援するために、介護用品購入の助成と、介護手当の支給を行います。

ひとり暮らし高齢者または要介護認定者であって、寝たきり等の方を対象に、寝具の洗濯乾燥サービスを継続して実施し、周知・広報活動を行います。

在宅の虚弱高齢者等を介護者に代わり一時的に保護する必要がある場合に、介護福祉施設等への一時的な保護により、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。

在宅生活の継続を支援する視点から、要介護認定を受けていない方を対象に、介護負担の軽減を図るための住宅改修について、一部費用を助成しており、周知・広報活動を行います。

## 取り組み2 緊急時体制への支援

ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応のため、緊急通報装置の整備と普及促進を図ります。緊急連絡システムは、急病や緊急事態が起こったときの連絡手段を確保するため、地域ボランティアなどの協力員、民生児童委員、介護保険事業者や社会福祉協議会で推進しているふれあいネットワーク活動と連携のとれた体制を確保します。

高齢者の日常生活の不安を軽減するため、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯における緊急時対応策として、かかりつけの医療機関や持病の個人情報を保管する救急医療情報キットを給付します。新規設置者は年々増加傾向にあり、周知・広報活動を行います。

### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
訪問介護員派遣事業	要支援者で日常生活の支援が必要な方を対象に、家庭での生活支援を行う軽度生活援助サービスを実施します。
老人短期入所(ショートステイ)事業	在宅の虚弱高齢者等を介護者に代わり、一時的に保護する必要がある場合に、介護福祉施設等に短期間入所するサービスを実施します。
緊急通報装置給付事業	ひとり暮らしなど的高齢者の緊急時対応のため、緊急通報装置の整備と普及促進を図ります。
老人日常生活用具給付事業	在宅での自立した生活の支援や、家族介護の支援のために、電磁調理器、自動消火器等の日常生活用具を給付します。
救急医療情報キット給付事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯における緊急時対応策として、かかりつけの医療機関や持病の個人情報を保管する容器を給付します。
寝具洗濯乾燥消毒サービス	ひとり暮らし高齢者、または要介護認定者であって寝たきり等の方を対象に、寝具の洗濯乾燥サービスを実施します。
高齢者住宅改修支援事業	要介護認定を受けていない方を対象に、介護負担の軽減を図るための住宅改修について、一部費用を助成します。
在宅高齢者家族介護に係る手当支給事業	寝たきり状態の在宅者を介護している家族に対して、介護手当を支給し、在宅福祉の増進を図ります。
在宅高齢者家族介護用品支給事業	寝たきり状態の在宅高齢者を介護している家族に対して、精神的・経済的負担を軽減するため、介護用品購入の費用助成を支給し、在宅福祉の増進を図ります。
介護者のつどい事業	介護をしている家族の心身負担の軽減を図るため、介護についての講話及び介護者同士の懇談などを行います。
高齢者生きがいデイサービス	要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に生きがいデイサービスを実施します。
配食サービス(生活支援型)	ひとり暮らしまたは支援が必要な高齢者への栄養管理と見守りとして、配食サービスを実施します。

### 3. 権利擁護の推進

#### 取り組み1 高齢者を地域で守るネットワークと権利擁護に関する相談の充実

高齢者の権利擁護について啓発するとともに、権利擁護に関する総合相談窓口について周知を図ります。

高齢者や家族が様々な課題を抱え対応が困難な事例、高齢者虐待が疑われる事例については、早期の対応と課題解決のための高齢者虐待対応支援ネットを確保しています。高齢者虐待支援ネットでは、弁護士と社会福祉士の専門的な知識を活用しながらケース会議を開催し、虐待防止や高齢者支援に努めます。

高齢者への虐待に関して、地域や事業所など広く普及・啓発を行い、早期発見・早期対応などにつながるように努めます。地域への周知を図り、広報活動や関係者の理解を促すため、今後も研修会を開催します。

#### 取り組み2 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度や日常生活支援事業について周知を図ります。

成年後見人の確保に向けて、研修機会等について周知・情報提供を行います。

##### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
権利擁護に関する相談	高齢者の権利擁護について啓発するとともに、権利擁護に関する総合相談窓口について周知を図ります。
成年後見制度利用支援事業、日常生活支援事業	成年後見制度や日常生活支援事業について周知を図ります。また、成年後見人の確保に向けて研修機会等について周知・情報提供を行います。
高齢者の見守り体制・高齢者虐待対応支援ネット	高齢者虐待防止や地域の高齢者を見守る体制としてネットワークの構築を図ります。そのため、サービス提供事業者や地域への啓発活動に取り組みます。 高齢者や家族が様々な課題を抱え対応が困難な事例については、高齢者虐待対応支援ネットを利用することで、弁護士と社会福祉士の専門的な知識を活用しながらケース会議を開催し、虐待防止や高齢者支援に努めていきます。
老人福祉施設入所措置支弁事業	環境や経済的な理由により、在宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、入所判定員会を経て養護老人ホームへ措置し安定した生活を確保します。

### 4. 人にやさしいまちづくりの推進

#### 取り組み1 人にやさしいまちづくりの推進

道路や公共施設のバリアフリー化を促進し、高齢者の暮らしやすい、活動しやすいまちづくりを目指します。

## 取り組み2 安全・安心なまちづくりの推進

市防災部局との連携を強化しながら、災害予防、応急対策など市民の安全・安心を守るため事業を継続し、実施します。

要援護者台帳システムを整備し、災害弱者等の要援護者の安全・安心な体制づくりを強化します。

詐欺や侵入盗等の犯罪や交通事故など、日常生活の中に潜む危険は多く、高齢者等の被害が増加しています。そのため、福祉、防災、防犯、交通安全などの様々な分野が連携し、高齢者の日常生活を守るための防災・防犯対策を実施するとともに、緊急時に適切に対応できる安全対策の推進を図ります。

### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
災害弱者対策 【高齢福祉課・防災対策課】	自然災害で高齢者等が被害者になる危険が高まっており、本宮市地域防災計画に基づき、災害時予防対策、応急対策で災害時要配慮者の支援策の確保を図っています。
地域安全活動 【防災対策課・高齢福祉課】	高齢者が安全で安心して暮らせる、活動しやすい福祉的な配慮のあるまちづくりを促進します。



## 第4節 介護保険事業の推進

### 1. 持続可能な事業運営

#### 取り組み1 介護保険サービスの推進

介護予防や社会参加の機会の拡充を図るためにも、サービスや制度の情報、地域の情報など各種情報が、入手しやすくかつわかりやすいものとなるよう努めます。サービスを利用していない市民へも、出前講座などを活用して啓発するとともに、広報等で市民への周知を図ります。

新たに認定を申請する方、初めて介護保険サービスを利用したいと検討している方や家族に対し、地域包括支援センターを紹介し、申請手続きやプラン作成などの説明を行っており、今後も新規相談者のみならず継続した相談支援に努めます。

介護認定審査は、あだち地方介護認定審査会（二本松市、本宮市、大玉村）が行っており、適切な介護認定調査に努めていきます。

#### 取り組み2 介護職の人材確保支援

家族介護者の介護による離職の軽減を支援するとともに、介護職の確保により安定的なサービス提供ができるように、介護職の教育・研修の支援、情報提供に努めます。

#### 取り組み3 持続可能な介護保険事業の運営

サービスに係る苦情や相談がある場合において、迅速丁寧な対応ができるような体制整備に努めます。苦情内容がケアプランの変更などのサービス提供事業者の対応や、提供事業者が調整・処理できるものである場合、市の介護保険担当や相談窓口担当が、サービス提供事業者や施設に対し情報を提供し、事業者等が自ら対応します。また、解決が困難な苦情等は、弁護士等と相談、協議・検討し、必要に応じて事業者等に指導・勧告を行うなど、適切な方法により解決へ導きます。

介護保険サービスの内容や介護保険を取り巻く福祉サービスのあり方など、介護保険事業の運営に関する重要事項について、介護保険運営協議会に意見をいただきながら適正な運営に努めます。

#### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
介護認定審査会運営	介護認定審査は、あだち地方介護認定審査会（二本松市、本宮市、大玉村）が行っています。委員構成は保健・医療・福祉の各専門分野の均衡に配慮しており、適切な介護認定調査に努めていきます。
苦情処理体制	各所からの苦情について分析を行い、サービス提供事業者や施設に対し情報を提供します。
介護保険運営協議会	介護保険事業の運営に関する重要事項、各年度の事業成果について、介護保険運営協議会からの意見を踏まえ、制度の円滑な運営を図ります。

## 2. 介護給付適正化の推進

認定調査員間の定期的な情報交換や研修の実施に努め、適正な要介護認定に努めます。

適正な介護保険サービスの利用の促進に、ケアプランの質の向上が不可欠となるため、各種研修機会を通じて介護支援専門員の資質の向上に努めるとともに、ケアプランチェックの実施に努めます。また、介護保険住宅改修の適正化に向けて、工事前の確認を行います。今後は、介護支援専門員等に住宅改修に関する研修機会の確保などを検討します。

サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化に向けて、「給付適正化システム」により医療費との重複請求の確認を行います。また、介護保険サービス縦覧点検帳票を活用し給付の適正化を図ります。利用者へは、介護給付費通知書を県国保連合会に委託して送付し、利用状況の確認を促進します。

市内の介護保険サービス事業所を中心に、実地指導や、制度に関する周知等を中心に効果的な指導・監査の実施に努めます。

### 【主なサービス・事業等】

サービス・事業等	概要
介護給付適正化事業	認定調査状況チェック、ケアプラン点検、住宅改修などの点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付通知の主要5事業について、現在実施していない内容への取り組み方策を検討するとともに、必要な目標値の設定について検討します。

### 【介護給付等の適正化への目標設定】

サービス・事業等	概要
要介護認定の適正化	要支援、要介護認定の適正な実施に努めます。認定事務の効率化について検討します。
ケアプランの点検	自立支援型のケアプラン作成について研修を行うとともに、地域ケア会議で検討する場を確保します。
住宅改修等の点検(住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)	工事前チェックを適宜実施します。住宅改修や福祉用具購入及び貸与について、地域ケア会議などで検討事項として取り上げ、実施方策を検討します。
縦覧点検・医療情報との突合	給付適正化ソフトを活用して、事業所への実施指導などと調整を図り、事業所の請求に関する縦覧点検を行います。医療情報との突合を定期的に行います。
介護給付費通知	給付適正化ソフトを活用して、介護保険サービス利用者自身に自身の利用しているサービス及びサービス量の通知を年1回送付します。

# 第3章 介護保険サービスの見込み

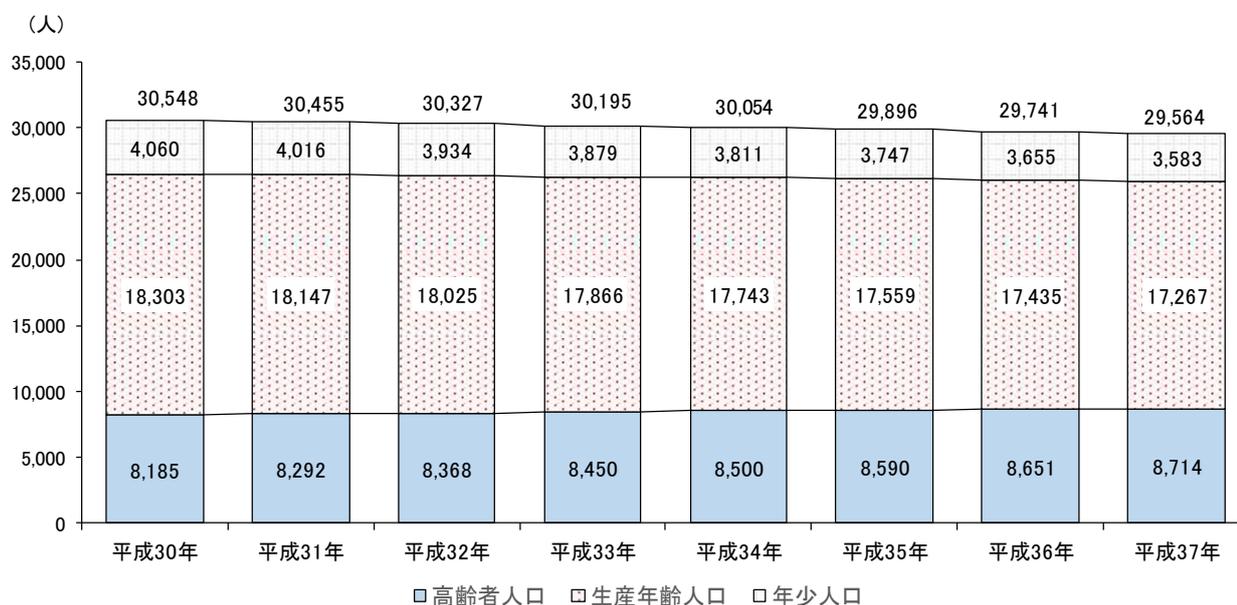
## 第1節 高齢者人口と要支援・要介護認定者の推移

高齢者人口は増加傾向で推移しており、近年の住民基本台帳人口（各年9月末）を用い、コーホート変化率法※により計画期間の人口及び高齢者数を推計しました。

総人口は、平成30年度推計で30,548人、平成31年度推計で30,455人、平成32年度推計30,327人で、平成37年度推計では3万人を下回るものと推計されます。

一方、65歳以上の高齢者数は、本計画期間は増加が見込まれ、平成30年度推計8,185人、平成31年度推計8,292人、平成32年度8,368人、平成37年度推計では8,714人と推計されます。

【人口・高齢者数の推計】



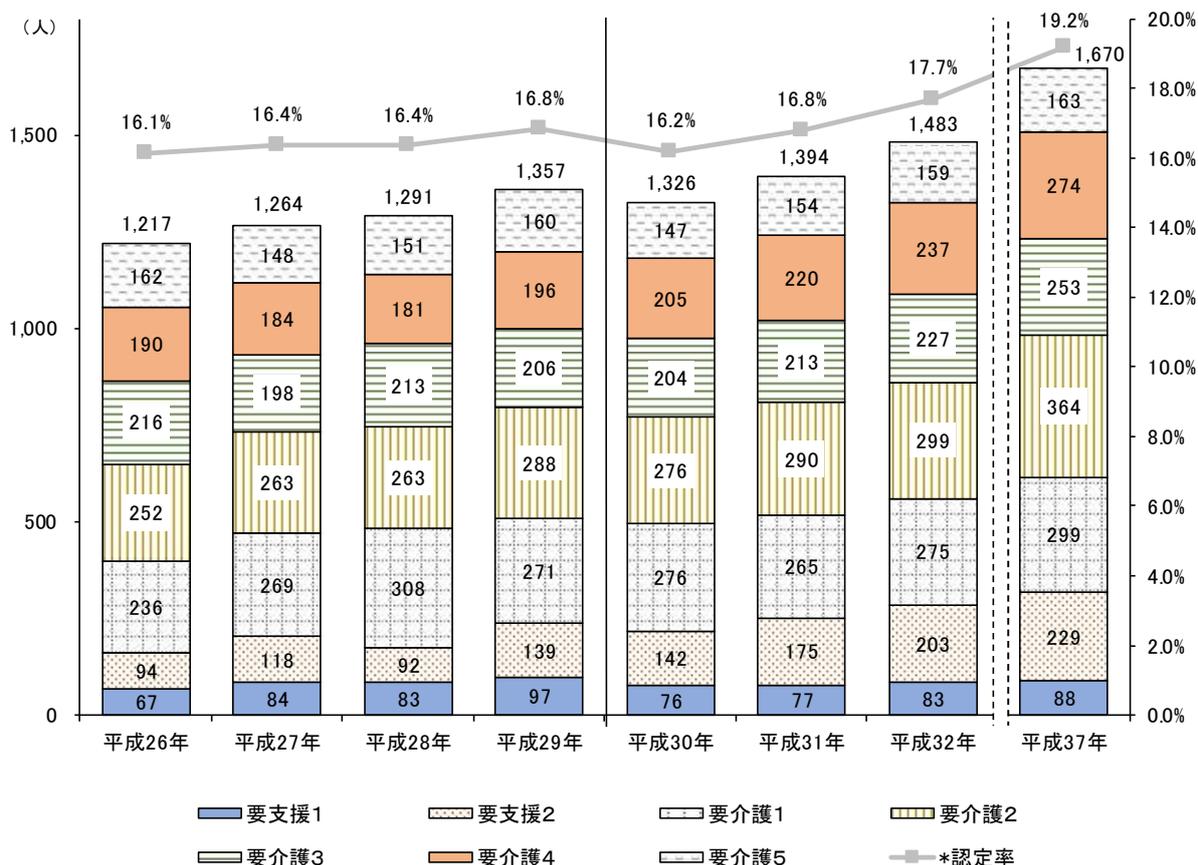
(人)

	平成30年度推計	平成31年度推計	平成32年度推計	平成37年度推計
総人口	30,548	30,455	30,327	29,564
65歳以上	8,185	8,292	8,368	8,714
	26.8%	27.2%	27.6%	29.5%
前期高齢者	3,971	4,063	4,190	4,196
	13.0%	13.3%	13.8%	14.2%
後期高齢者	4,214	4,229	4,178	4,518
	13.8%	13.9%	13.8%	15.3%

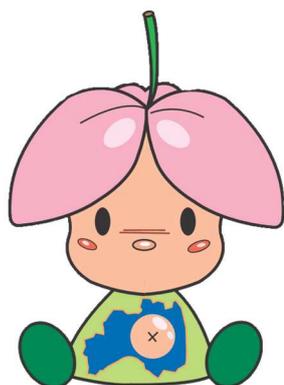
※ コーホート変化率法:各コーホート(同年または同期間)の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

要支援・要介護認定者数は平成 29 年で 1,357 人となっており、平成 26 年度から増加していますが、認定率（第 1 号被保険者に占める割合）は 16% 台で推移しています。今後は後期高齢者が増加することから、要支援・要介護認定者の増加と認定率は緩やかに増加するものと見込まれます。要支援・要介護認定者数は平成 32 年推計で 1,483 人、平成 37 年は 1,670 人と推計されます。

【要支援・要介護認定者の推移】



資料:平成 29 年までは介護保険事業状況報告、平成 26~29 年は9月末

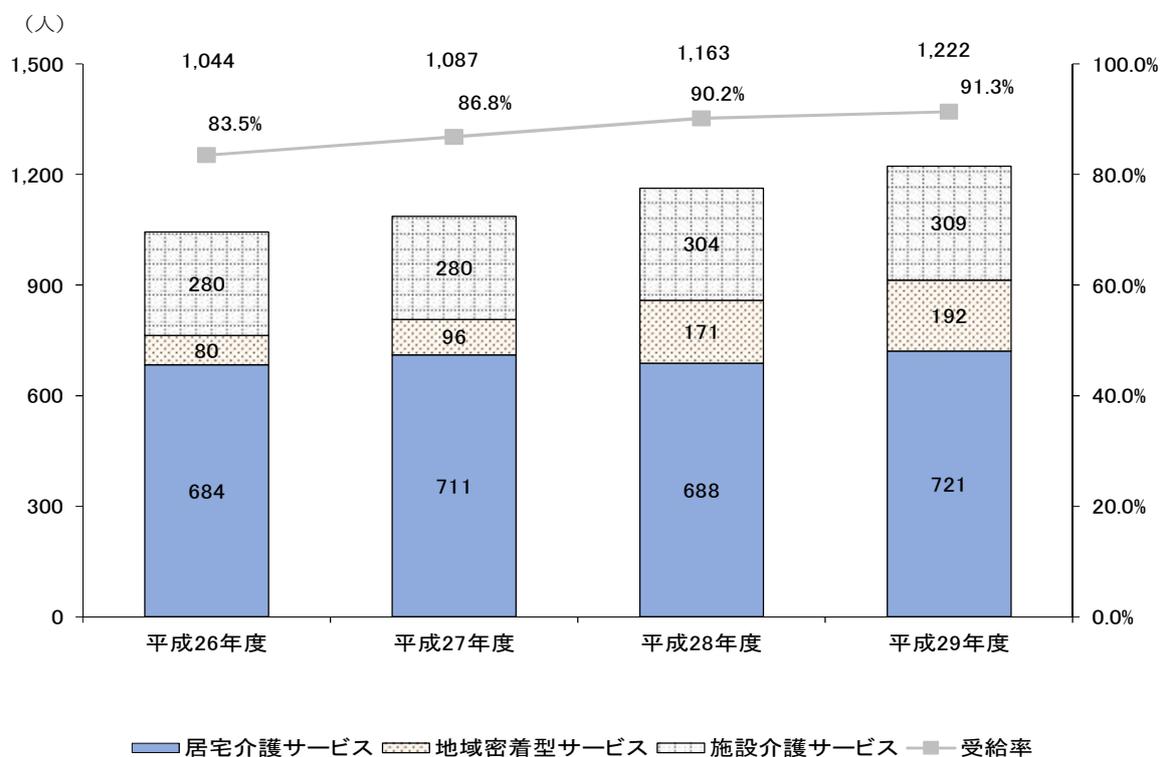


## 第2節 介護保険事業の実績と分析

### 1. サービス受給者数

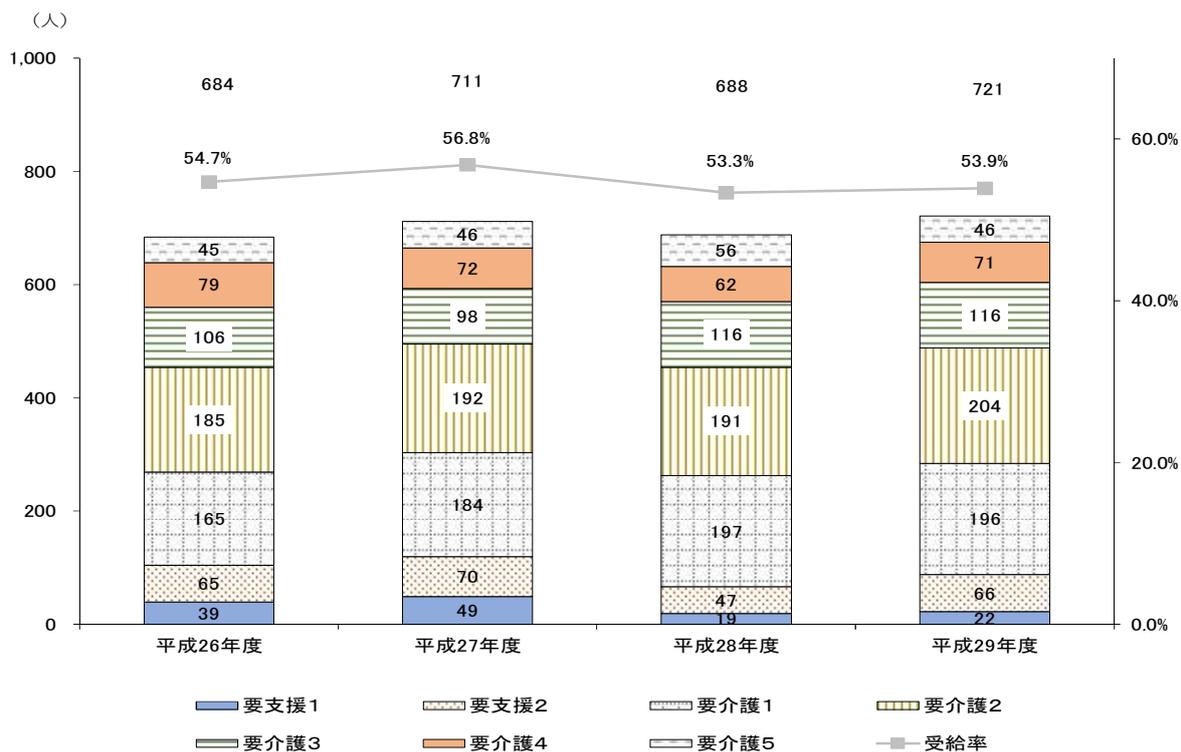
介護保険サービス月平均受給者は、平成26年度1,044人、平成27年度1,087人、平成28年度1,163人、平成29年度（9月現在）1,222人と増加しており、地域密着型デイサービスによる増加で平成26年度から平成29年度にかけて17.0%増加しています。受給率は、平成26年度の83.5%から平成29年度の91.3%に上昇しています。居宅介護サービス利用者が多いものの、地域密着型サービス、施設介護サービスの利用者も増加しています。居宅介護サービス利用者が平成26年度の684人から平成29年度の721人に、地域密着型サービスは平成26年度の80人から平成29年度は192人に増加しています。これは、第6期介護保険事業計画期間に認知症対応型居宅介護（グループホーム）の基盤整備が進んだこと、また通所介護の一部が地域密着型サービスに移行したことも要因の一つといえます。施設介護サービスは平成26年度の280人から平成29年度は309人に増加しており、要介護度別で利用状況をみると、平成28年度からは総合事業の導入により要支援1・2の利用者は減少しており、要介護1・2の利用者は増加傾向で多くを占めており、要介護3の利用者も増加傾向となっています。

【介護保険サービス受給者の推移】



資料：介護保険事業状況報告、平成29年は9月月報

## 【居宅サービス受給者の推移】

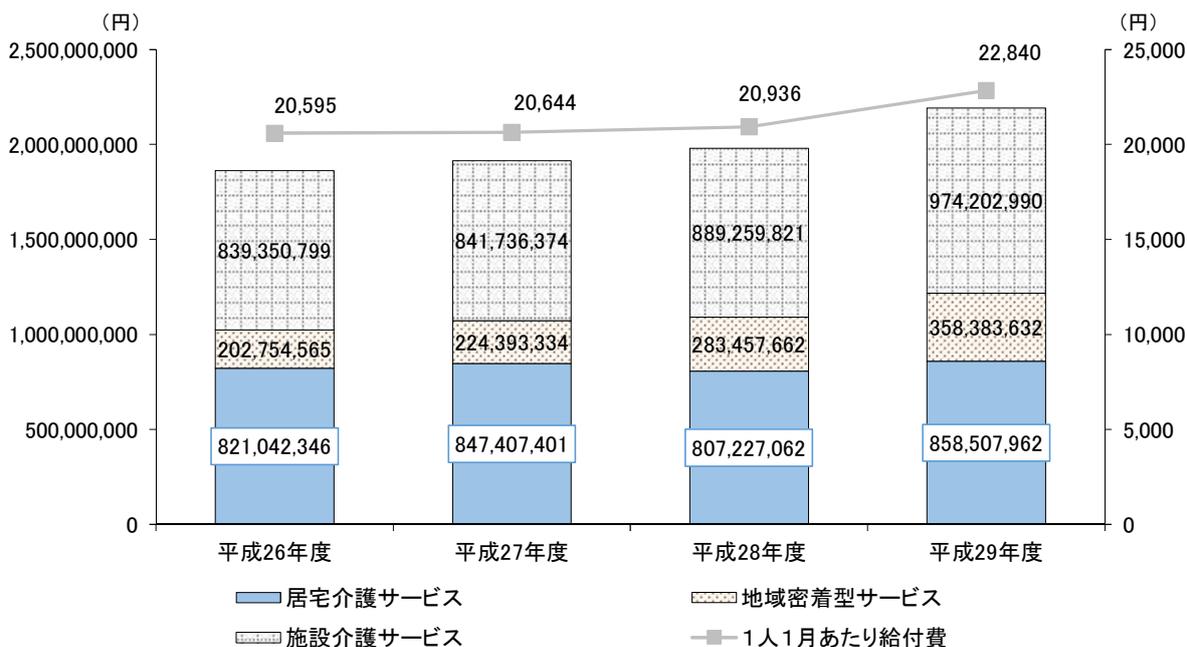


資料：介護保険事業状況報告、平成29年は9月月報

## 2. 介護給付費

介護給付費は、居宅介護サービスで平成28年度に減少がみられましたが、平成29年度には再び増加が見込まれます。1人1月あたり給付費は、平成26年度の20,595円から平成29年度の22,840円に微増しています。

### 【介護給付費の動向】



※平成29年度は5月月報から8月月報までの累計による年間見込み

資料：介護保険事業状況報告、平成29年度は見込み

【介護保険事業状況】

サービス項目		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
介護サービス給付費	訪問介護	回・日	47,007	46,784	43,948	39,301
		人	1,917	1,738	1,713	1,672
		給付費	123,125,769	123,945,054	116,008,482	107,386,714
	訪問入浴介護	回・日	1,814	2,046	2,108	1,588
		人	448	507	513	377
		給付費	20,827,269	23,254,757	23,646,639	18,297,582
	訪問看護	回・日	4,471	4,155	3,810	4,331
		人	696	651	636	676
		給付費	24,311,727	24,024,929	22,604,239	25,070,212
	訪問リハビリテーション	回・日	4,099	3,621	4,331	4,723
		人	448	413	463	508
		給付費	12,918,230	11,536,430	12,364,634	13,540,868
	通所介護	回・日	17,673	21,673	20,090	20,403
		人	2,278	2,785	2,414	2,323
		給付費	146,572,153	169,711,393	156,467,743	164,241,834
	通所リハビリテーション	回・日	17,812	16,496	15,483	18,421
		人	2,247	2,168	2,047	2,352
		給付費	160,797,537	151,199,991	144,786,551	173,656,132
	短期入所生活介護	回・日	8,873	9,942	9,515	11,022
		人	988	1,138	980	973
		給付費	73,567,350	78,100,611	74,850,209	86,619,421
	短期入所療養介護 老健	回・日	2,655	2,941	3,260	4,433
		人	429	523	578	709
		給付費	27,419,418	29,538,624	33,150,873	46,298,701
	短期入所療養介護 病院等	回・日	8	8	5	0
		人	2	2	2	0
		給付費	73,242	74,142	45,612	0
特定施設入居者生活介護	人	143	165	144	129	
	給付費	27,215,089	28,607,331	24,789,446	24,009,222	
福祉用具貸与	人	3,505	3,734	3,944	4,253	
	給付費	44,513,673	45,576,150	48,851,499	54,465,010	
居宅療養管理指導	人	683	645	656	829	
	給付費	5,546,492	5,216,334	6,033,375	7,155,772	
特定福祉用具販売	人	119	89	94	101	
	給付費	3,102,268	2,410,262	2,325,933	2,549,162	
住宅改修	人	68	60	53	53	
	給付費	6,817,271	6,946,423	5,437,423	4,909,354	
居宅介護支援	人	6,350	6,639	6,871	6,994	
	給付費	91,286,279	95,255,008	97,905,125	102,689,853	
居宅介護サービス計			768,093,767	795,397,439	769,267,783	830,889,837

サービス項目		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
介護サービス給付費	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	0	0	3	0
			給付費	0	0	505,305	0
		夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0
			給付費	0	0	0	0
		地域密着型通所介護	人	0	0	823	1,081
			給付費	0	0	43,545,045	64,197,176
		認知症対応型通所介護	人	184	197	224	280
			給付費	18,458,424	18,486,684	21,243,690	24,822,779
		小規模多機能型居宅介護	人	125	224	273	356
			給付費	25,893,450	44,258,954	53,044,206	63,735,865
		認知症対応型共同生活介護	人	629	636	644	745
			給付費	152,889,138	154,139,428	157,517,404	198,552,966
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	
		給付費	0	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	人	21	24	23	26	
		給付費	5,513,553	6,180,534	6,274,278	7,074,846	
	複合型サービス	人	0	0	0	0	
		給付費	0	0	0	0	
	地域密着型サービス計			202,754,565	223,065,600	282,129,928	358,383,632
	施設サービス	介護老人福祉施設	人	1,869	1,913	1,943	1,954
給付費			452,125,942	455,036,995	456,515,919	464,654,159	
介護老人保健施設		人	1,436	1,429	1,602	1,819	
		給付費	371,460,601	372,180,453	415,016,296	483,441,946	
介護療養型医療施設		人	43	40	51	79	
		給付費	15,764,256	14,518,926	17,727,606	26,106,885	
施設サービス計			839,350,799	841,736,374	889,259,821	974,202,990	
介護給付計			1,810,199,131	1,860,199,413	1,940,657,532	2,163,476,459	

資料:介護保険事業状況報告

サービス項目		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
介護予防サービス費	介護予防訪問介護	人	385	433	195	0
		給付費	8,072,847	8,304,387	3,982,260	0
	介護予防訪問入浴 介護	回・日	0	35	0	0
		人	0	10	0	0
		給付費	0	271,620	0	0
		回・日	563	341	382	566
	介護予防訪問看護	人	85	62	76	121
		給付費	2,724,417	1,856,889	1,934,028	3,112,722
	介護予防訪問リハビリ テーション	回・日	712	1,157	1,008	942
		人	69	113	113	102
		給付費	2,221,020	3,552,670	2,801,376	2,612,379
		人	394	542	338	2
	介護予防通所介護	給付費	13,340,997	14,705,688	8,139,365	152,937
		人	386	368	308	344
	介護予防通所リハビリ テーション	給付費	15,831,612	11,708,541	10,024,466	11,172,282
		回・日	115	27	19	87
	介護予防短期入所 生活介護	人	27	6	3	15
		給付費	724,527	150,066	109,881	408,510
	介護予防短期入所 療養介護_老健	回・日	3	18	0	0
		人	1	8	0	0
		給付費	0	173,196	0	0
		回・日	0	0	0	0
	介護予防短期入所 療養介護_病院等	人	0	0	0	0
		給付費	0	0	0	0
	介護予防特定施設 入居者生活介護	人	26	16	22	35
		給付費	1,908,013	1,124,366	1,213,888	2,042,313
	介護予防福祉用具 貸与	人	313	361	433	482
		給付費	1,409,427	1,681,100	2,174,165	2,546,390
介護予防居宅療養 管理指導	人	13	12	22	9	
	給付費	62,298	52,001	183,347	69,156	
介護予防特定福祉 用具販売	人	18	16	20	10	
	給付費	399,678	323,065	512,451	141,091	
介護予防住宅改修	人	15	15	19	22	
	給付費	1,285,563	1,770,613	2,411,952	2,549,162	
介護予防支援	人	1,148	1,333	1,018	652	
	給付費	4,968,180	6,335,760	4,472,100	2,811,184	
介護予防サービス計		給付費	52,948,579	52,009,962	37,959,279	27,618,125
地域密着型介護 予防サービス	介護予防認知症対 応型通所介護	回・日	0	0	0	0
		人	0	0	0	0
		給付費	0	0	0	0
	介護予防小規模多 機能型居宅介護	人	0	0	0	0
		給付費	0	0	0	0
介護予防認知症対 応型共同生活介護	人	0	6	6	0	
	給付費	0	1,327,734	1,327,734	0	
地域密着型介護予防サービス計		給付費	0	1,327,734	1,327,734	0
介護予防給付計		給付費	52,948,579	53,337,696	39,287,013	27,618,125

資料:介護保険事業状況報告

### 第3節 基盤整備計画

介護保険サービスの提供体制の充実に向け、第7期介護保険事業計画期間において以下の整備・確保を計画します。

- 小規模多機能型居宅介護 1ヶ所
- 通所介護（デイサービス） 1ヶ所

### 第4節 介護保険サービス事業量及び給付費の推計

厚労省の「見える化システム」の将来推計を用いて、平成30～32年度及び平成37年度の給付費並びに第7期介護保険事業計画期間の所得段階別介護保険料を設定します。

#### 1. 居宅・介護予防サービス

##### (1) 訪問介護

訪問介護は、在宅での生活を維持していくための主要なサービスであることから、市内全圏域にて既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入の促進等により、供給量の確保を図るとともに、利用者に対してより質の高いサービス提供や、ホームヘルパーの増員等の体制整備に努めます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>【訪問介護】</b>	(単位：人・回)		
人数	1,740	1,836	1,932
回数	38,388.0	40,104.0	41,820.0

##### (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護認定者の増加に伴う利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>【訪問入浴介護】</b>	(単位：人・回)		
人数	360	372	384
回数	1,506.0	1,560.0	1,638.0
<b>【介護予防訪問入浴介護】</b>	(単位：人・回)		
人数	0	0	0
回数	0	0	0

##### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護・介護予防訪問看護は、行政、医療機関、ケアマネジャー、サービス提供事業所の情報交換や連携を密にし、適切なサービス提供に努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【訪問看護】</b>	(単位：人・回)		
人数	720	780	852
回数	4,526.4	4,920.0	5,340.0
<b>【介護予防訪問看護】</b>	(単位：人・回)		
人数	156	180	216
回数	840.0	1,020.0	1,224.0

#### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、個々に適した効果的・効率的なリハビリテーションを行うため、通所系サービス事業所やケアマネジャーとの連携について指導・要請していきます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【訪問リハビリテーション】</b>	(単位：人・回)		
人数	504	552	564
回数	4,612.8	5,048.4	5,158.8
<b>【介護予防訪問リハビリテーション】</b>	(単位：人・回)		
人数	120	132	144
回数	1,137.6	1,269.6	1,401.6

#### (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、利用者ニーズに応じた質の高いサービスが提供できるよう事業者（医療機関）とケアマネジャー等との連携について指導・要請するとともに、関係機関との協力体制の確立に努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【居宅療養管理指導】</b>	(単位：人)		
人数	960	984	1,044
<b>【介護予防居宅療養管理指導】</b>	(単位：人)		
人数	36	36	36

#### (6) 通所介護

通所介護は主要なサービスの一つとして、要介護認定者の増加に伴う利用者数及び利用回数の増加を見込むとともに、介護予防・重症化予防に向けた内容の充実を事業所に働きかけながら、サービス提供基盤の確保を図ります。第7期介護保険事業計画期間において、1ヶ所（定員20人程度）の新設を計画します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【通所介護】</b>	(単位：人・回)		
人数	2,520	2,580	2,652
回数	22,717.2	23,526.0	24,266.4

## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、現状程度のサービス提供体制を確保するとともに、今後の利用状況を踏まえサービスの拡充を検討します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【通所リハビリテーション】</b>			(単位：人・回)
人数	2,436	2,520	2,640
回数	17,520	18,138	19,074
<b>【介護予防通所リハビリテーション】</b>			(単位：人)
人数	456	492	528

## (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

現状程度のサービス提供体制を確保するとともに、今後も利用者に対してより質の高いサービス提供体制の整備に努めます。今期は、これまでの実績を踏まえ一定の利用者数を見込みます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【短期入所生活介護】</b>			(単位：人・日)
人数	1,020	1,056	1,080
日数	11,143.2	11,614.8	11,878.8
<b>【介護予防短期入所生活介護】</b>			(単位：人・日)
人数	48	48	60
日数	360	360	450

## (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(老健・病院)

現状程度のサービス提供体制を確保するとともに、今後も利用者に対してより質の高いサービス提供体制の整備に努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【短期入所療養介護(老健・病院)】</b>			(単位：人・日)
人数	792	828	924
日数	5,280	5,544	6,216
<b>【介護予防短期入所療養介護(老健・病院)】</b>			(単位：人・日)
人数	12	12	12
日数	30	30	30

## (10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

効果や必要性を適切に判断した上での利用を定着させるため、事業者に対する研修会の開催や指導を行うとともに、ケアマネジャーに対する相談対応や支援に努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【福祉用具貸与】</b>	(単位：人)		
人数	4,212	4,320	4,428
<b>【介護予防福祉用具貸与】</b>	(単位：人)		
人数	576	636	696

### (11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

効果や必要性を適切に判断した上での利用を定着させるため、事業者に対する研修会の開催や指導を行うとともに、ケアマネジャーに対する相談対応や支援に努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【特定福祉用具購入費】</b>	(単位：人)		
人数	144	156	168
<b>【介護予防特定福祉用具購入費】</b>	(単位：人)		
人数	51.6	52.8	55.2

### (12) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

利用者に制度の周知を図るとともに、事前申請時におけるケアマネジャー、事業者に対する指導・支援により適正な改修を推進します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【住宅改修費】</b>	(単位：人)		
人数	84	84	96
<b>【介護予防住宅改修費】</b>	(単位：人)		
人数	12	12	12

### (13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

市内及び圏域等の動向をとらえながら、利用者に対してより質の高いサービスが提供できるように努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【特定施設入居者生活介護】</b>	(単位：人)		
人数	120	120	120
<b>【介護予防特定施設入居者生活介護】</b>	(単位：人)		
人数	60	60	60

### (14) 居宅介護支援・介護予防支援

利用者の心身の状態や生活環境に応じた適切なケアプラン・予防プランが作成されるようケアマネジャーの資質向上に関する取り組みに努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【居宅介護支援】</b>	(単位：人)		
人数	7,176	7,296	7,644
<b>【介護予防支援】</b>	(単位：人)		
人数	960	1,020	1,080

## 2. 地域密着型サービス

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度の要介護認定者の在宅生活を支えるサービスとして、今後の利用者ニーズの把握に努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】</b>	(単位：人)		
人数	24	24	24

### (2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、近隣市町と連携しながら今後の事業実施に向け検討・協議をします。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【夜間対応型訪問介護】</b>	(単位：人)		
人数	0	0	0

### (3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、一般のデイサービス事業所と併せて、既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入の促進等により、供給量の確保を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【認知症対応型通所介護】</b>	(単位：人・回)		
人数	372	396	432
回数	3,072.0	3,216.0	3,540.0
<b>【介護予防認知症対応型通所介護】</b>	(単位：人・回)		
人数	0	0	0
回数	0.0	0.0	0.0

### (4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、より柔軟なサービス提供が可能となるよう、第7期介護保険事業計画期間において、さらに1ヶ所の確保を計画します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【小規模多機能型居宅介護】</b>	(単位：人)		
人数	492	504	516
<b>【介護予防小規模多機能型居宅介護】</b>	(単位：人)		
人数	0	0	0

## (5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症のある高齢者を支えるサービスとして、市内においても確保が進んできました。今後も、グループホームと地域住民との交流活動を支援し、地域住民の認知症に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【認知症対応型共同生活介護】</b>	(単位：人)		
人数	984	1,008	1,032
<b>【介護予防認知症対応型共同生活介護】</b>	(単位：人)		
人数	0	0	0

## (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、第 7 期介護保険事業計画期間ではサービス量を見込んでいません。

## (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、月 3 人の利用を見込みます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】</b>	(単位：人)		
人数	36	36	36

## (8) 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

看護・小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)は、第 7 期介護保険事業計画期間においてはサービス量を見込んでいません。

## (9) 地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は平成 28 年度から移行して実施しており、利用者の微増を見込みます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【地域密着型通所介護】</b>	(単位：人・回)		
人数	948	984	1,032
回数	7,338.0	7,572.0	7,866.0

### 3. 施設サービス

#### (1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は第6期計画期間において確保に努めてきたところであり、入所待機の状態を把握しながら、今後も入所者に対するサービスの質的向上に向け、個室化の推進、ユニットケアの導入など事業者の取り組みを支援します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
【介護老人福祉施設】	(単位：人/年)		
人数	2,196	2,220	2,256

#### (2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病院などと自宅との中間施設として個別のリハビリテーションなどにより在宅復帰への取り組みについて事業所に働きかけます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
【介護老人保健施設】	(単位：人/年)		
人数	1,800	1,824	1,872

#### (3) 介護療養型医療施設（介護医療院）

介護療養型医療施設は、今後、介護医療院への転換が予定されます。今後も事業者に対する情報提供や相談対応等に努めます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
【介護療養型医療施設】	(単位：人/年)		
人数	84	84	84

## 4. 給付費見込み

第7期介護保険事業計画期間のサービス別介護給付費見込みを算定した結果は、以下のとおりとなります。

### 【介護予防給付費推計】

(単位:千円)

サービスの種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>介護予防サービス</b>			
介護予防訪問介護	-	-	-
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	4,504	5,317	6,380
介護予防訪問リハビリテーション	3,152	3,518	3,883
介護予防居宅療養管理指導	357	357	357
介護予防通所介護	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	16,146	17,433	18,712
介護予防短期入所生活介護	619	619	774
介護予防短期入所療養介護	247	248	248
介護予防特定施設入居者生活介護	3,513	3,515	3,515
介護予防福祉用具貸与	3,115	3,443	3,771
特定介護予防福祉用具販売	1,251	1,280	1,338
<b>地域密着型介護予防サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護	0	0	0
介護予防住宅改修費	1,033	1,033	1,033
介護予防支援	4,221	4,486	4,750
<b>合計【予防給付費】</b>	<b>38,158</b>	<b>41,249</b>	<b>44,761</b>

【介護給付費推計】

(単位:千円)

サービスの種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>居宅介護サービス</b>			
訪問介護	105,112	109,770	114,381
訪問入浴介護	17,457	18,096	19,010
訪問看護	26,283	28,595	30,866
訪問リハビリテーション	13,283	14,549	14,867
居宅療養管理指導	8,699	8,868	9,378
通所介護	183,234	189,433	195,364
通所リハビリテーション	169,382	176,086	185,772
短期入所生活介護	89,479	93,570	95,669
短期入所療養介護	55,019	57,794	64,722
特定施設入居者生活介護	22,172	22,464	22,464
福祉用具貸与	53,362	54,704	56,047
特定福祉用具販売	3,615	3,958	4,279
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,994	4,996	4,996
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	29,305	30,765	33,828
小規模多機能型居宅介護	89,929	93,274	96,580
認知症対応型共同生活介護	261,998	268,680	275,246
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9,781	9,785	9,785
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	56,252	58,507	61,075
住宅改修	7,560	7,560	8,645
居宅介護支援	104,596	106,351	111,988
<b>施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	529,815	536,458	546,454
介護老人保健施設	484,902	493,271	508,069
介護療養型医療施設（介護医療院）	27,473	27,485	27,485
<b>合 計【総給付費】</b>	<b>2,353,702</b>	<b>2,415,019</b>	<b>2,496,970</b>

【Ⅰ 標準給付費推計】

(単位:円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
予防給付費	38,158,000	41,249,000	44,761,000	124,168,000
介護給付費	2,353,702,000	2,415,019,000	2,496,970,000	7,265,691,000
一定以上所得者の利用者負担の見直し、消費税引上げに伴う財政影響額	-764,318	28,280,783	59,750,163	87,266,628
総給付費 計(調整後)	2,391,095,682	2,484,548,783	2,601,481,163	7,477,125,628
特定入所者 介護サービス費等	100,044,000	110,048,400	121,053,240	331,145,640
高額 介護サービス費等	45,738,000	50,311,800	55,342,980	151,392,780
高額医療合算 介護サービス費等 給付額	5,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
審査支払手数料	1,856,000	1,856,000	1,856,000	5,568,000
<b>合計 【標準給付費】</b>	<b>2,543,733,682</b>	<b>2,651,764,983</b>	<b>2,784,733,383</b>	<b>7,980,232,048</b>

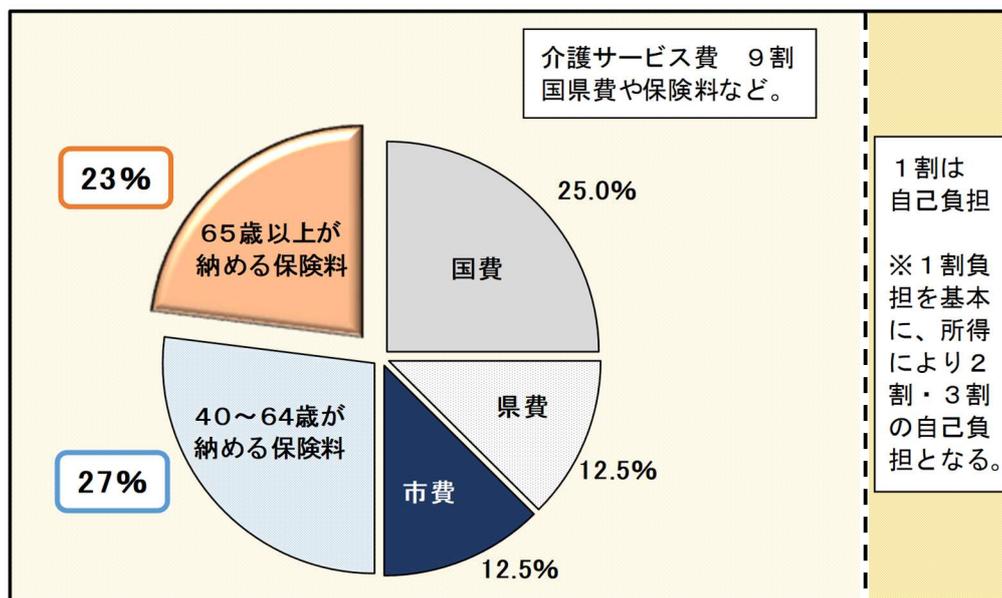
【Ⅱ 地域支援事業費推計】

(単位:円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
介護予防・日常生活 支援総合事業費	45,450,000	47,722,500	50,105,625	143,278,125
包括的支援事業・ 任意事業費	44,678,000	46,911,900	49,257,495	140,847,395
<b>合計 【地域支援事業費】</b>	<b>90,128,000</b>	<b>94,634,400</b>	<b>99,363,120</b>	<b>284,125,520</b>

【負担割合】

介護サービスの総費用



## 5. 保険料設定

【保険料収納必要額及び所得段階別第7期介護保険料】

(単位:円)

区分	備考	3年間合計額
標準給付費見込み額（総給付費から一定以上所得者負担見直し、消費税引上げに伴う財政影響額調整後）	(I)	7,980,232,048
地域支援事業費	(II)	284,125,520
第1号被保険者負担分相当額 (A)	$(A) = (I + II) \times 23.0\%$	1,900,802,240
調整交付金相当額 (B)	$(B) = (I) \times 5.0\%$	406,175,509
調整交付金割合	3年平均	5.41%
調整交付金見込み額 (C)	$(C) = (I) \times \text{調整交付金割合}$	438,003,000
財政安定化基金償還金見込み額	(E)	0
準備金取り崩し見込み額	(F)	125,329,950
保険料収納必要額	$A + B - C + E - F$	1,743,644,799
予定収納率		98.60%

本宮市第7期		保険料(円)		対象者	
段階設定	保険料率	年額	月額		
第1段階	基準額 ×0.50 (0.45)	35,400 (31,900)	2,950 (2,655)	生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金。世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下等	非課税世帯
第2段階	基準額 ×0.75	53,100	4,425	世帯全員が非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	
第3段階	基準額 ×0.75	53,100	4,425	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入 120 万円超	
第4段階	基準額 ×0.90	63,800	5,310	本人が非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	課税世帯
第5段階	基準額 ×1.00	70,800	5,900	本人が市町村民税非課税かつ年金収入等 80 万円以上	
第6段階	基準額 ×1.20	85,000	7,080	市町村民税課税かつ基準所得金額 120 万円未満	
第7段階	基準額 ×1.30	92,100	7,670	市町村民税課税かつ基準所得金額 120 万円以上 200 万円未満	
第8段階	基準額 ×1.50	106,200	8,850	市町村民税課税かつ基準所得金額 200 万円以上 300 万円未満	
第9段階	基準額 ×1.70	120,400	10,030	市町村民税課税かつ基準所得金額 300 万円以上	

## 第4章 推進方策と評価体制

### 1. 計画を推進するための方策

本計画の実現に向けて、県及び近隣市町及び関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。

また、各種施策の推進にあたっては、関係各課との連携を図るとともに、行政だけでなく、市民、サービス事業者、関係団体等との協働のもと相互が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

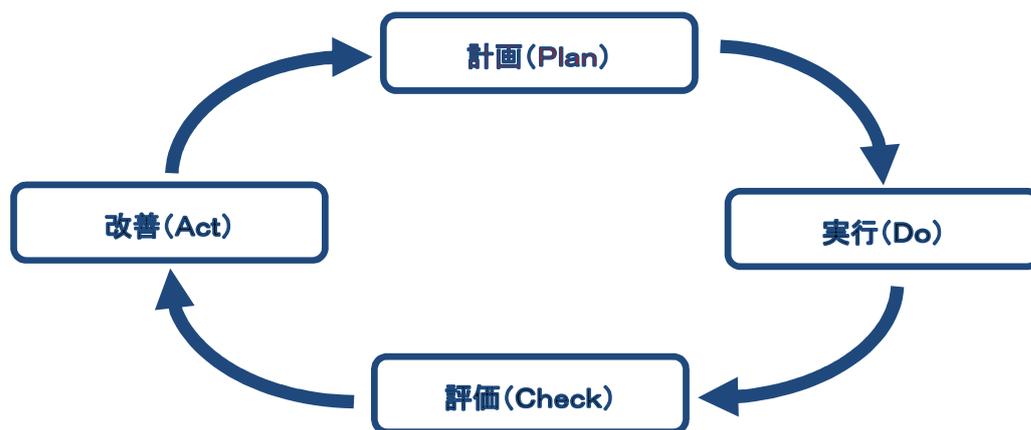
### 2. 計画の推進及び点検の体制

今後の超高齢社会に対応し、誰もができるかぎり自立した生活を送れるよう、介護保険体制等を本計画に沿って適切かつ確実に実施することが重要となります。

各施策の進捗状況については、庁内で定期的に状況把握と点検を行います。あわせて、本宮市の介護保険事業の運営について、必要に応じて、本宮市介護保険運営協議会の協力を得て介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項についてPDCAサイクルを活用し、点検・評価を行います。そして、評価結果に基づき、所要の対策の実施に取り組みます。

利用者である市民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。

【PDCAサイクルのイメージ図】



# 資料

## 策定経過

年 月	内 容 等
平成 28 年 12 月	本宮市日常生活圏域ニーズ調査 ① 一般高齢者・要支援認定者調査 調査対象者：無作為に 1,732 件、有効回答者数 1,124 件 (回答率 64.9%) ② 在宅要介護認定者調査実施 調査対象者：在宅介護認定者 701 件、有効回答者数 385 件 (回答率 54.9%)
平成 29 年 3 月	本宮市介護保険運営協議会 【議事】ニーズ調査報告、計画策定について
平成 29 年 9 月	第 1 回介護保険運営協議会 【議事】地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み状況について 計画策定について
平成 29 年 11 月	第 1 回介護保険推進本部会議（庁内検討会）
平成 29 年 12 月	第 2 回介護保険推進本部会議  第 2 回介護保険運営協議会 【議事】計画策定について
平成 30 年 1 月	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月	第 3 回介護保険運営協議会

## 用語集

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護を行ったり、ひとり暮らしや高齢者世帯などで食事の用意や洗濯などの家事援助を行うサービスです。
訪問入浴介護・介護 予防訪問入浴介護	寝たきりの高齢者などの家庭を入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービスです。看護師などが健康のチェックも行います。
訪問看護・介護予防 訪問看護	医師の指示により看護師が家庭を訪問し、病状の観察や感染予防、床ずれの手当などを行うサービスです。
訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、心身機能の維持や回復、日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、継続的な介護方法や服薬の管理指導などを行うサービスです。
通所介護	デイサービスセンターで入浴や食事の提供と日常生活訓練などが受けられるサービスです。
通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設や病院・診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。
短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護	短期間(1週間程度)、介護老人福祉施設に宿泊しながら、日常生活の介護や機能訓練などを受けるサービスです。
短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護	短期間(1週間程度)、介護老人保健施設などに宿泊しながら、医療上のケアを含む介護や機能訓練などを受けるサービスです。
福祉用具貸与・介護 予防福祉用具貸与	特殊寝台や車いすなど日常生活の自立を助ける用具を貸し出すサービスです。
特定福祉用具購入 費・特定介護予防福祉 用具購入費	入浴、排泄などに使う用具は、衛生的配慮から特定福祉用具として購入費の一部が支給されます。腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具などが対象です。
住宅改修費・介護予 防住宅改修費	住居の段差を解消したり、廊下や階段に手すりを付けたりする小規模な住宅改修に対して、費用の一部を支給するサービスです。
特定施設入居者生活 介護・介護予防特定 施設入居者生活介護	有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅などの特定施設に入居し、施設が作成する特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護や洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言などの日常生活上の世話のほか、機能訓練や療養上の世話などを受けます。
居宅介護支援・介護 予防支援	介護保険サービスの利用者が適切に介護保険サービスを利用できるようにするため、利用者の依頼にもとづいて介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅介護サービス利用計画(ケアプラン)を作成し、その計画に沿って、介護保険サービスが提供されるよう、サービス提供事業者との調整を行うものです。
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

サービスの種類	サービスの内容
夜間対応型訪問介護	自宅で暮らしている人が、夜間も安心して生活を送ることができるよう、夜間の定期的な巡回訪問や通報を受けての随時訪問により、排泄の介護や日常生活上の緊急時の対応などの援助を行います。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症のある人がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事などの介護、生活などに関する相談及び助言、健康状態の確認などの日常生活上の世話のほか、機能訓練を受けるサービスです。利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持とあわせ、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	あらかじめ登録された利用者を対象として、その自宅において、またはサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、健康状態の確認などの日常生活上の世話のほか、機能訓練を受けるサービスです。「通い」サービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」サービスや「宿泊」サービスを組み合わせて利用することにより、在宅での生活の継続を図ります。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の人が少人数で共同生活を送るグループホームに入居し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、住み慣れた環境での生活を継続できるよう、入浴、排泄、食事などの介護やその他の日常生活上の世話のほか、機能訓練を受けます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の地域密着型ケアハウス・有料老人ホームなどの特定施設に入居し、入浴・排泄・食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、可能な限り、自宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事などの介護や、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話のほか、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けます。
看護小規模多機能型居宅介護 (旧複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。これにより、利用者はニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになります。
地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターにおいて、日帰りで介護や生活機能訓練を行うサービスです。平成 28 年から地域密着サービスとなりました。
介護老人福祉施設	食事や排泄などで常に介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
介護老人保健施設	病状が安定し、治療より看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもとにおける介護や機能訓練などを受けるサービスです。
介護療養型医療施設 (介護医療院)	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者が入院し、療養上の管理、看護、機能訓練などを受けるサービスです。





**本 宮 市**  
**第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画**

発行：平成30年3月

本宮市 保健福祉部高齢福祉課  
〒969-1151  
福島県本宮市本宮字千代田 60 番地 1  
TEL 0243-63-2780